

令和2年

市議会6月定例会議案

掛川市



## 目 次

議案第 69 号	令和2年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第 70 号	令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	109
議案第 71 号	令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	123
議案第 72 号	令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について	139
議案第 73 号	令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	149
議案第 74 号	市長等の給料の特例に関する条例の制定について	159
議案第 75 号	掛川市税条例等の一部改正について	161
議案第 76 号	掛川市都市計画税条例の一部改正について	201
議案第 77 号	掛川市介護保険条例の一部改正について	207
議案第 78 号	掛川市林業振興基金条例の一部改正について	209
議案第 79 号	掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	213
議案第 80 号	掛川市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約の締結について	219
議案第 81 号	掛川市道路線の廃止について	221
議案第 82 号	掛川市道路線の認定について	223
議案第 83 号	掛川市道路線の変更について	227
議案第 84 号	土地の取得について（下垂木地区まちづくり事業）	237
議案第 85 号	土地の取得について（海岸防災林強化事業）	239
報告第 2 号	令和元年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について	241
報告第 3 号	令和元年度掛川市一般会計事故繰越しの報告について	245
報告第 4 号	令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について	247
報告第 5 号	令和元年度掛川市水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	249



令和2年度掛川市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ136,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,529,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 216,670	千円 △230	千円 216,440
	1 分担金	12,180	△230	11,950
15 国庫支出金		18,447,712	588,118	19,035,830
	1 国庫負担金	3,164,795	118,370	3,283,165
	2 国庫補助金	15,256,604	469,748	15,726,352
16 県支出金		3,952,318	5,633	3,957,951
	1 県負担金	1,956,959	8,080	1,965,039
	2 県補助金	1,735,746	△2,447	1,733,299
18 寄附金		783,755	45,332	829,087
	1 寄附金	783,755	45,332	829,087
19 繰入金		3,584,705	△118,489	3,466,216
	1 基金繰入金	3,584,705	△118,489	3,466,216
21 諸収入		2,765,176	2,025	2,767,201
	5 雑入	1,257,798	2,025	1,259,823
22 市債		5,135,200	△386,000	4,749,200
	1 市債	5,135,200	△386,000	4,749,200
歳 入 合 計		63,393,143	136,389	63,529,532

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 260,664	千円 △7,445	千円 253,219
	1 議会費	260,664	△7,445	253,219
2 総務費		17,561,903	△54,529	17,507,374
	1 総務管理費	16,579,007	△54,364	16,524,643
	2 賦課徴収費	527,694	△165	527,529
3 民生費		16,173,355	33,615	16,206,970
	1 社会福祉費	6,580,383	23,339	6,603,722
	2 児童福祉費	8,944,696	2,176	8,946,872
	3 生活保護費	632,592	8,100	640,692
4 衛生費		5,381,901	△195,452	5,186,449
	1 保健費	2,932,457	198	2,932,655
	2 衛生費	271,820	4,350	276,170
	3 清掃費	2,177,624	△200,000	1,977,624
6 農林水産業費		1,431,153	△10,010	1,421,143
	1 農業費	535,130	△5,896	529,234
	2 農地費	746,563	△2,300	744,263
	3 林業費	149,429	△1,814	147,615
7 商工費		2,065,302	△5,320	2,059,982
	1 商工費	2,065,302	△5,320	2,059,982
8 土木費		5,898,914	△113,734	5,785,180
	2 道路橋梁費	2,019,122	△71,500	1,947,622
	3 河川費	1,018,128	△5,000	1,013,128
	4 都市計画費	2,238,242	△34,234	2,204,008
	5 住宅費	364,429	△3,000	361,429
9 消防費		1,702,782	△195,129	1,507,653
	1 消防費	1,702,782	△195,129	1,507,653

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 5,969,365	千円 514,393	千円 6,483,758
	1 教育総務費	324,213	△496	323,717
	2 小学校費	931,576	635,413	1,566,989
	4 幼稚園費	1,664,308	△190	1,664,118
	5 社会教育費	1,028,811	△82,158	946,653
	6 保健体育費	1,578,833	△38,176	1,540,657
11 災害復旧費		168,296	170,000	338,296
	2 土木施設災害復旧費	93,317	170,000	263,317
12 公債費		5,261,313	0	5,261,313
	1 公債費	5,261,313	0	5,261,313
歳 出 合 計		63,393,143	136,389	63,529,532



第2表 債務負担行為補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

事 項	期 間	限度額
さかがわ学校給食センター・こうよの丘調理業務委託	自 令和 2 年度	611,883
	至 令和 5 年度	
	自 令和 2 年度	203,961
	至 令和 3 年度	

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生債 (△200,000皆減)	板沢最終処分場整備事業 (△200,000皆減)	200,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		0			
農林水産債 (△27,700減)	辺地対策事業 (森林空間活用事業) (△27,700皆減)	27,700			
		0			
土木債 (△6,700減)	掛川駅周辺地区 まちづくり事業 (△5,400皆減)	5,400			
		0			
	掛川城周辺地区 まちづくり事業 (△1,300減)	3,500			
		2,200			
消防債 (△164,600減)	はしご付消防車整備事業 (△164,600皆減)	164,600			
		0			
教育債 (△37,000減)	和田岡古墳群 史跡整備事業 (△37,000皆減)	37,000			
		0			
災害復旧債 (50,000増)	土木施設災害復旧事業 (50,000増)	23,700			
		73,700			
合計 (△386,000減)		5,135,200			
		4,749,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,706,226	32.7		20,706,226	32.6
2 地方譲与税	571,000	0.9		571,000	0.9
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	77,000	0.1		77,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	51,000	0.1		51,000	0.1
6 法人事業税交付金	224,000	0.4		224,000	0.4
7 地方消費税交付金	2,751,000	4.3		2,751,000	4.3
8 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
9 環境性能割交付金	160,000	0.3		160,000	0.2
10 地方特例交付金	141,000	0.2		141,000	0.2
11 地方交付税	3,019,000	4.8		3,019,000	4.8
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	216,670	0.3	△230	216,440	0.3
14 使用料及び手数料	595,138	0.9		595,138	0.9
15 国庫支出金	18,447,712	29.1	588,118	19,035,830	30.0
16 県支出金	3,952,318	6.2	5,633	3,957,951	6.2
17 財産収入	59,243	0.1		59,243	0.1
18 寄附金	783,755	1.2	45,332	829,087	1.3
19 繰入金	3,584,705	5.7	△118,489	3,466,216	5.5
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,765,176	4.4	2,025	2,767,201	4.4
22 市債	5,135,200	8.1	△386,000	4,749,200	7.5
歳入合計	63,393,143	100.0	136,389	63,529,532	100.0



(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
253,219	0.4				△7,445
17,507,374	27.6	△8,000		△21,787	△24,742
16,206,970	25.5	33,329		△7	293
5,186,449	8.2	12,351	△200,000	△1,610	△6,193
1,477,595	2.3				
1,421,143	2.2		△27,700	23,770	△6,080
2,059,982	3.2	253,852		4,500	△263,672
5,785,180	9.1	△5,500	△6,700	△11,700	△89,834
1,507,653	2.4	△44,260	△164,600	37,332	△23,601
6,483,758	10.2	251,979	△37,000	9,057	290,357
338,296	0.5	100,000	50,000		20,000
5,261,313	8.3			3,000	△3,000
40,600	0.1				
63,529,532	100.0	593,751	△386,000	42,555	△113,917

## 2 歳 入

### 1 3 款 分担金及び負担金

### 1 項 分担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 農林水産業費分担金	補正前	1 農業農村整備事業 費地元分担金	△230
	12,180		
	補正額		
	△230		
計	11,950		
計	補正前		
	12,180		
	補正額		
	△230		
計	11,950		

(単位：千円)

説 明	備 考
市単かんがい排水事業分担金 既決予算額 530 補正後予算額 300 1地区	△230

13款 分担金及び負担金

## 1 5 款 国庫支出金

## 1 項 国庫負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	補正前 3,114,895	2 介護保険推進事業 費国庫負担金	12,295
	補正額 18,370		
	計 3,133,265	7 生活保護費国庫負 担金	6,075
3 災害復旧費国庫負担金	補正前 47,400	1 土木施設災害復旧 費国庫負担金	100,000
	補正額 100,000		
	計 147,400		
計	補正前 3,164,795		
	補正額 118,370		
	計 3,283,165		



(単位：千円)

説 明	備 考
介護保険料軽減負担金 既決予算額 16,630 補正後予算額 28,925 57,850×1/2	12,295
生活困窮者自立支援事業費負担金 既決予算額 12,840 補正後予算額 18,915 8,100×3/4	6,075
公共土木施設災害復旧費負担金 既決予算額 47,400 補正後予算額 147,400 221,100×2/3	100,000

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	補正前	4 生涯学習推進費国庫補助金	△8,000
	100,478		
	補正額		
	△8,000		
計	92,478		
2 民生費国庫補助金	補正前	1 障がい者福祉費国庫補助金	△73
	2,046,185	2 子育て支援費国庫補助金	△26
	補正額		
	6,875	3 障がい児福祉費国庫補助金	2,212
	計		
	2,053,060		
	3 衛生費国庫補助金	補正前	1 母子保健事業費国庫補助金
75,771		5 環境保全活動推進費国庫補助金	11,978
補正額			
12,464		計	88,235

(単位：千円)

説	明	備考
文化芸術振興費補助金 皆減 かけがわ茶エンナーレ	△8,000	
地域生活支援事業費補助金 既決予算額 19,485 補正後予算額 19,412	△73	
子ども・子育て支援交付金 既決予算額 78,180 補正後予算額 78,154 ファミリー・サポート・センター事業 3,030×1/3=1,010 (△26減)	△26	
障害者総合支援事業費補助金 (新型コロナウイルス対策事業分) 追加 1,905×10/10 緊急経済対策事業費補助金 (新型コロナウイルス対策事業分) 追加 615×1/2	1,905 307	
令和元年度子どものための教育・保育給付交付金精算金 追加	4,762	
母子保健衛生費国庫補助金 既決予算額 5,345 補正後予算額 5,831 妊娠・出産包括支援事業 (産前・産後サポート事業) 999×1/2=486 (追加)	486	
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金 追加 11,978×10/10	11,978	

15款 国庫支出金

## 15款 国庫支出金

## 2項 国庫補助金

目	補正予算額	節			
		区 分	金 額		
4 土木費国庫補助金	補正前	3 快適空間整備事業 費国庫補助金	△5,500		
	843,907				
	補正額				
	△5,500				
計	838,407				
5 消防費国庫補助金	補正前	1 消防力整備事業費 国庫補助金	△43,731		
	43,969				
	補正額				
	△43,731				
計	238				
6 教育費国庫補助金	補正前	2 魅力ある小学校づく り推進費国庫補 助金	292,995		
	136,981				
	補正額	8 文化財愛護費国庫 補助金	△41,010		
	253,645				
	計			9 小学校保健費国庫 補助金	1,660
	390,626				
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前	1 新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金	253,995		
	0				
	補正額				
	253,995				
計	253,995				

(単位：千円)

説 明	備 考
掛川駅周辺地区まちづくり事業社会資本整備総合交付金 皆減 掛川城周辺地区まちづくり事業社会資本整備総合交付金 既決予算額 4,000 補正後予算額 2,500 5,000×50%	
緊急消防援助隊設備整備費補助金 皆減	△43,731
端末整備支援事業補助金 追加 6,511台×45=292,995	292,995
和田岡古墳群史跡整備事業費補助金 皆減	△41,010
学校保健特別対策事業費補助金 追加 340円×9,768人×1/2	1,660
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 追加 253,995×10/10	253,995

15款 国庫支出金

## 1 5 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	15,256,604		
	補正額		
	469,748		
計			
	15,726,352		

(単位：千円)

説 明	備 考

## 16款 県支出金

## 1項 県負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費県負担金	補正前 1,955,709	3 介護保険推進事業 費県負担金	6,148
	補正額 8,080	8 保育サービス推進 支援費県負担金	1,932
	計 1,963,789		
計	補正前 1,956,959		
	補正額 8,080		
	計 1,965,039		

## 16款 県支出金

## 2項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費県補助金	補正前 611,670	2 人権擁護推進費県 補助金	△27
	補正額 4	3 障がい者福祉費県 補助金	△37
	計 611,674	7 子育て支援費県補 助金	△26
		8 障がい児福祉費県 補助金	94



(単位：千円)

説	明	備考
介護保険料軽減負担金	6,148	
既決予算額 8,315	補正後予算額 14,463	
57,850×1/4		
令和元年度施設運営費負担金精算金	1,932	
追加		

(単位：千円)

説	明	備考
人権問題啓発事業費交付金	△27	
既決予算額 195	補正後予算額 168	
地域生活支援事業費補助金	△37	
既決予算額 9,742	補正後予算額 9,705	
子育て支援事業費補助金	△26	
既決予算額 14,134	補正後予算額 14,108	
ファミリー・サポート・センター事業	3,030×1/3=1,010 (△26減)	
緊急経済対策事業費補助金 (新型コロナウイルス対策事業分)	94	
追加		
374×1/4		

16款 県支出金

## 1 6 款 県支出金

## 2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生費県補助金	補正前 181,446 補正額 △113 計 181,333	2 成人保健事業費県 補助金	△113
5 商工費県補助金	補正前 176,363 補正額 △143 計 176,220	2 消費生活対策費県 補助金	△143
7 消防費県補助金	補正前 55,540 補正額 △529 計 55,011	1 防災対策費県補助 金	△529
8 教育費県補助金	補正前 154,030 補正額 △1,666 計 152,364	8 文化財愛護費県補 助金	△1,666

(単位：千円)

説 明	備 考
健康増進事業費補助金 <span style="float: right;">△113</span> 既決予算額 5,554 補正後予算額 5,441 健康教育費 $750 \times 2/3 = 500$ (△113減)	
消費者行政活性化基金事業費補助金 <span style="float: right;">△143</span> 既決予算額 310 補正後予算額 167 $167 \times 10/10$	
地震・津波対策等減災交付金 <span style="float: right;">△529</span> 既決予算額 54,953 補正後予算額 54,424 家具転倒防止事業ほか 39,288 (△529減)	
和田岡古墳群史跡整備事業費補助金 <span style="float: right;">△1,666</span> 皆減	

16款 県支出金

2項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	1,735,746		
	補正額		
	△2,447		
	計		
	1,733,299		

(単位：千円)

説 明	備 考

## 18款 寄附金

## 1項 寄附金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 消防費寄附金	補正前 10,000 補正額 37,332 計 47,332	2 消防力整備事業費 寄附金	37,332
5 教育費寄附金	補正前 16,400 補正額 3,000 計 19,400	7 魅力ある小学校づくり推進費寄附金	3,000
7 商工費寄附金	補正前 0 補正額 5,000 計 5,000	1 商工業振興費寄附金	5,000
計	補正前 783,755 補正額 45,332 計 829,087		

(単位：千円)

説 明	備 考
車両整備事業寄附金 追加 37,332	
学校教育情報化推進事業寄附金 追加 3,000	
新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 追加 5,000	

18款 寄附金

## 19款 繰入金

## 1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3,584,705 補正額 △118,489 計 3,466,216	1 基金繰入金	△118,489
計	補正前 3,584,705 補正額 △118,489 計 3,466,216		



(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 <span style="float: right;">△114,011</span>	
既決予算額 3,169,048      補正後予算額 3,055,037	
ふるさと応援基金繰入金 <span style="float: right;">△8,500</span>	
既決予算額 285,546      補正後予算額 277,046	
国際交流基金繰入金 <span style="float: right;">△4,667</span>	
既決予算額 5,639      補正後予算額 972	
文化芸術振興基金繰入金 <span style="float: right;">△11,511</span>	
既決予算額 26,511      補正後予算額 15,000	
中心市街地活性化基金繰入金 <span style="float: right;">△3,000</span>	
皆減	
地震・津波対策整備基金繰入金 <span style="float: right;">△2,800</span>	
既決予算額 10,135      補正後予算額 7,335	
森林環境整備基金繰入金 <span style="float: right;">26,000</span>	
追加	

19款 繰入金

## 2 1 款 諸収入

## 5 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費雑収入	補正前	1 人事管理費雑入	△215
	89,886		
	補正額	10 男女共同参画推進 費雑入	△300
	△1,515		
	計	14 生涯学習推進費雑 入	△1,000
	88,371		
2 民生費雑収入	補正前	9 子育て支援費雑入	△7
	265,039		
	補正額		
	△7		
	計		
	265,032		
3 衛生費雑収入	補正前	3 成人保健事業費雑 入	△10
	158,191		
	補正額		
	△10		
	計		
	158,181		
5 農林水産業費雑収入	補正前	4 農業振興費雑入	△2,000
	29,160		
	補正額		
	△2,000		
	計		
	27,160		

(単位：千円)

説 明	備 考
市町職員研修事業助成金 既決予算額 1,309 補正後予算額 1,094	△215
地域振興セミナー開催事業助成金 既決予算額 600 補正後予算額 300 縁結びプロジェクト (△300皆減)	△300
地域づくり推進事業助成金 既決予算額 3,000 補正後予算額 2,000 かけがわ茶エンナーレ	△1,000
ファミリー・サポート・センター事業運営費雑入 既決予算額 275 補正後予算額 268 1市分	△7
健康教育事業雑入 皆減	△10
自治総合センター活力ある地域づくり事業助成金 皆減	△2,000

21款 諸収入

## 21 款 諸収入

## 5 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 教育費雑収入	補正前 572,851 補正額 5,557 計 578,408	12 学校給食運営費雑 入	5,557
計	補正前 1,257,798 補正額 2,025 計 1,259,823		

(単位：千円)

説 明	備 考
学校臨時休業対策費補助金 追加 学校給食費返還等事業 6,146×3/4=4,609 衛生管理改善事業 1,423×2/3= 948	5,557

21款 諸収入

## 2 2 款 市債

## 1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 衛生債	補正前 200,000 補正額 △200,000 計 0	1 埋立場施設整備事業債	△200,000
3 農林水産債	補正前 97,300 補正額 △27,700 計 69,600	2 辺地対策事業債	△27,700
4 土木債	補正前 2,085,900 補正額 △6,700 計 2,079,200	6 社会資本整備総合交付金事業債	△6,700
5 消防債	補正前 244,300 補正額 △164,600 計 79,700	1 消防防災施設整備事業債	△164,600

(単位：千円)

説 明		備 考
板沢最終処分場整備事業 皆減	△200,000	
森林空間活用事業 皆減 ならここの里	△27,700	
掛川駅周辺地区まちづくり事業 皆減 掛川城周辺地区まちづくり事業 既決予算額 3,500 補正後予算額 2,200 道路美装化	△5,400  △1,300	
はしご付消防車整備事業 皆減	△164,600	

## 2 2 款 市債

## 1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 教育債	補正前 128,000 補正額 △37,000 計 91,000	3 社会教育施設整備 事業債	△37,000
7 災害復旧債	補正前 41,600 補正額 50,000 計 91,600	2 土木施設災害復旧 事業債	50,000
計	補正前 5,135,200 補正額 △386,000 計 4,749,200		





### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

#### 1 項 議会費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 議会費	補正前	一般財源 △7,445	8 報償費	△222
	260,664		9 旅費	△3,328
	補正額		14 使用料及び賃借料	△3,686
	△7,445		18 備品購入費	△209
計	253,219			
計	補正前	一般財源 △7,445		
	260,664			
	補正額			
	△7,445			
計	253,219			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 議会活動費	△7,445	
(1) 議会運営費	△3,184	
既決予算額 11,572	補正後予算額 8,388	
パソコンリース料	761 (△1,519減)	
回線使用料	102 ( △202減)	
コンピュータソフトウェア使用料	(△1,254皆減)	
備品購入費	1,076 ( △209減)	
(2) 議員研修費	△4,261	
既決予算額 6,137	補正後予算額 1,876	
調査旅費	760 (△2,650減)	

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 人事管理費	補正前	その他	2 給料	△1,533
	1,864,362	△215	3 職員手当等	△7,873
	補正額	一般財源	8 報償費	△260
	△14,135	△13,920	9 旅費	△1,042
	計		13 委託料	△2,992
	1,850,227		19 負担金補助及び交 付金	△435
2 秘書業務費	補正前	一般財源	8 報償費	△30
	7,795	4,970	13 委託料	5,000
	補正額			
4,970				
計				
12,765				
9 シティプロモーション推 進費	補正前	一般財源	8 報償費	△2,826
	19,946	△7,306	13 委託料	△1,400
	補正額		19 負担金補助及び交 付金	△3,080
	△7,306			
計				
12,640				

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 給与費 <span style="float:right">△9,406</span></p> <p>(1) 特別職 <span style="float:right">△1,533</span></p> <p>    既決予算額 32,159 補正後予算額 30,626</p> <p>    特別職給料 18,207 (△1,533減)</p> <p>(2) 一般職 <span style="float:right">△7,873</span></p> <p>    既決予算額 1,787,704 補正後予算額 1,779,831</p> <p>2 人材育成費 <span style="float:right">△4,729</span></p> <p>(1) 特別研修費 <span style="float:right">△3,290</span></p> <p>    既決予算額 3,468 補正後予算額 178</p> <p>    職員研修委託料 178 (△2,992減)</p> <p>(2) 派遣研修費 <span style="float:right">△1,439</span></p> <p>    既決予算額 1,489 補正後予算額 50</p> <p>    職員研修負担金 50 ( △435減)</p>	
<p>1 秘書業務費 <span style="float:right">4,970</span></p> <p>(1) 政策調査費 <span style="float:right">4,970</span></p> <p>    既決予算額 710 補正後予算額 5,680</p> <p>    講師謝礼 (△30皆減)</p> <p>    計画策定委託料 5,000 (追加)</p>	
<p>1 シティプロモーション推進費 <span style="float:right">△7,306</span></p> <p>(1) シティプロモーション推進事業費 <span style="float:right">△7,306</span></p> <p>    既決予算額 19,531 補正後予算額 12,225</p> <p>    地域おこし協力隊活動報償費 (△2,666皆減)</p> <p>    地域おこし協力隊活動費負担金 (△3,080皆減)</p> <p>    シティプロモーション市民協働事業委託料 (△1,400皆減)</p>	

2 款 総務費

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
20 政策推進費	補正前	その他	8 報償費	△220
	8,516	△94	9 旅費	△513
	補正額	一般財源	11 需用費	△24
	△761	△667	12 役務費	△2
	計		14 使用料及び賃借料	△2
7,755				
21 行政経営費	補正前	一般財源	8 報償費	△100
	29,242	△100		
	補正額			
△100				
計				
29,142				
22 男女共同参画推進費	補正前	その他	8 報償費	△190
	5,048	△300	13 委託料	△990
	補正額	一般財源		
△1,180	△880			
計				
3,868				
23 国際交流推進費	補正前	その他	13 委託料	△2,167
	8,817	△4,667	19 負担金補助及び交 付金	△2,500
	補正額			
△4,667				
計				
4,150				

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 政策推進費 <span style="float:right">△761</span></p> <p>(1) 政策推進方針調整費 <span style="float:right">△130</span></p> <p>既決予算額 3,808 補正後予算額 3,678</p> <p>(2) 平和推進事業費 <span style="float:right">△631</span></p> <p>既決予算額 641 補正後予算額 10</p> <p>広島市平和記念式典派遣旅費 (△513皆減)</p>	
<p>1 行政改革推進費 <span style="float:right">△100</span></p> <p>(1) 行財政改革推進費 <span style="float:right">△100</span></p> <p>既決予算額 5,033 補正後予算額 4,933</p> <p>講師謝礼 (△100皆減)</p>	
<p>1 男女共同参画推進費 <span style="float:right">△1,180</span></p> <p>(1) 女性登用促進事業費 <span style="float:right">△50</span></p> <p>既決予算額 457 補正後予算額 407</p> <p>講師謝礼 (△50皆減)</p> <p>(2) 男女共同参画推進事業費 <span style="float:right">△1,130</span></p> <p>既決予算額 4,311 補正後予算額 3,181</p> <p>講師謝礼 (△140皆減)</p> <p>縁結びプロジェクト推進委託料 (△990皆減)</p>	
<p>1 国際交流団体育成費 <span style="float:right">△4,667</span></p> <p>(1) 国際交流団体活動支援事業費 <span style="float:right">△4,667</span></p> <p>既決予算額 5,639 補正後予算額 972</p> <p>国際姉妹都市交流事業委託料 712 (△2,167減)</p> <p>中高生海外研修事業補助金 (△2,500皆減)</p>	

2 款 総務費

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
24 地域共生推進費	補正前	一般財源	8 報償費	△50
	7,673	△50		
	補正額			
	△50			
	計			
	7,623			
29 協働によるまちづくり推進費	補正前	一般財源	8 報償費	△56
	143,593	△3,206	13 委託料	△1,000
	補正額		19 負担金補助及び交付金	△2,150
	△3,206			
	計			
	140,387			
30 住民自治振興費	補正前	一般財源	8 報償費	△450
	108,363	△450		
	補正額			
	△450			
	計			
	107,913			
32 生涯学習推進費	補正前	国県支出金	8 報償費	△561
	93,224	△8,000	9 旅費	△171
	補正額	その他	11 需用費	△435
	△27,429	△16,511	12 役務費	△231
	計	一般財源	13 委託料	△600
	65,795	△2,918	14 使用料及び賃借料	△396



(単位：千円)

説 明	備 考
1 地域共生推進総務費 <span style="float: right;">△50</span> (1) 地域共生推進総務費 <span style="float: right;">△50</span> 既決予算額 1,068 補正後予算額 1,018	
1 協働によるまちづくり推進費 <span style="float: right;">△3,206</span> (1) 協働のまちづくり推進費 <span style="float: right;">△1,056</span> 既決予算額 132,359 補正後予算額 131,303 まちづくりを担う人材育成講座開催委託料 (△1,000皆減) (2) 市民活動活性化推進費 <span style="float: right;">△2,150</span> 既決予算額 2,605 補正後予算額 455 市民活動推進事業補助金 (△2,150皆減)	
1 政策形成市民参画費 <span style="float: right;">△450</span> (1) 中央集会・地区集会事業費 <span style="float: right;">△450</span> 既決予算額 2,001 補正後予算額 1,551 講師謝礼 450 (△450減)	
1 市民文化振興事業費 <span style="float: right;">△21,011</span> (1) 市民文化振興事業費 <span style="float: right;">△500</span> 既決予算額 37,614 補正後予算額 37,114 伝統工芸体験教室事業負担金 (△500皆減) (2) 地域文化創造プロジェクト事業費 <span style="float: right;">△20,511</span> 既決予算額 22,511 補正後予算額 2,000 かけがわ茶エンナーレ事業負担金 2,000 (△20,511減) 2 市民参加イベント開催費 <span style="float: right;">△6,418</span> (1) 市民芸術祭開催費 <span style="float: right;">△1,627</span>	

2款 総務費

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
			19 負担金補助及び交付金	△25,035
36 防犯対策費	補正前 20,154 補正額 △50 計 20,104	一般財源 △50	8 報償費	△50
計	補正前 16,579,007 補正額 △54,364 計 16,524,643	国県支出金 △8,000 その他 △21,787 一般財源 △24,577		

(単位：千円)

説	明	備 考
既決予算額 2,092 補正後予算額 465 総合広報紙等印刷費 275 ( △317減) (2) 出前講座開催費 △650 皆減 芸術・文化教室開催委託料 (△600皆減) (3) 二宮尊徳サミット参加費 △4,141 既決予算額 4,161 補正後予算額 20 全国報徳サミット開催負担金 (△4,000皆減)		
1 防犯対策費 △50 (1) 防犯意識高揚事業費 △50 既決予算額 9,511 補正後予算額 9,461		

## 2款 総務費

## 2項 賦課徴収費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 賦課徴収費	補正前 527,694 補正額 △165 計 527,529	一般財源 △165	8 報償費	△165
計	補正前 527,694 補正額 △165 計 527,529	一般財源 △165		

(単位：千円)

説	明	備 考
1 徴収事務費	$\Delta 165$	
(1) 徴収事務費	$\Delta 165$	
既決予算額 22,340	補正後予算額 22,175	
講師謝礼 165 ( $\Delta 165$ 減)		

## 3款 民生費

## 1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 地域福祉活動推進費	補正前	一般財源	8 報償費	△240
	300,439	△240		
	補正額			
	△240			
計				
300,199				
4 人権擁護推進費	補正前	国県支出金	8 報償費	△65
	1,118	△27		
	補正額	一般財源		
	△65	△38		
計				
1,053				
5 障がい者福祉費	補正前	国県支出金	8 報償費	△679
	1,973,797	△110		
	補正額	一般財源		
	△679	△569		
計				
1,973,118				
6 高齢者福祉費	補正前	一般財源	8 報償費	△50
	411,243	△50		
	補正額			
	△50			
計				
411,193				

(単位：千円)

説 明	備 考
1 地域福祉活動推進費 <span style="float:right">△240</span> (1) 地域福祉活動推進管理費 <span style="float:right">△240</span> 既決予算額 2,082 補正後予算額 1,842	
1 人権擁護活動支援費 <span style="float:right">△10</span> (1) 人権擁護活動支援費 <span style="float:right">△10</span> 既決予算額 676 補正後予算額 666 2 人権啓発事業費 <span style="float:right">△55</span> (1) 人権啓発事業費 <span style="float:right">△55</span> 既決予算額 442 補正後予算額 387 講演会講師謝礼 165 (△55減)	
1 地域生活支援事業費 <span style="float:right">△613</span> (1) 手話奉仕員養成事業費 <span style="float:right">△613</span> 既決予算額 854 補正後予算額 241 講師謝礼 60 (△613減) 2 障がい者福祉推進費 <span style="float:right">△66</span> (1) 障がい者就労支援事業費 <span style="float:right">△50</span> 既決予算額 11,455 補正後予算額 11,405 (2) 障がい者福祉推進事務費 <span style="float:right">△16</span> 既決予算額 540 補正後予算額 524	
1 在宅高齢者生活支援事業費 <span style="float:right">△50</span> (1) 地域包括ケア機能強化事業費 <span style="float:right">△50</span> 既決予算額 181 補正後予算額 131 講師謝礼 (△50皆減)	

3款 民生費

## 3款 民生費

## 1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
7 介護保険推進事業費	補正前	国県支出金	28 繰出金	24,520
	1,607,276	18,443		
	補正額	一般財源		
	24,520	6,077		
計	1,631,796			
11 国民健康保険特別会計繰出金費	補正前	一般財源	28 繰出金	△147
	825,396	△147		
	補正額			
	△147			
計	825,249			
計	補正前	国県支出金		
	6,580,383	18,306		
	補正額	一般財源		
	23,339	5,033		
計	6,603,722			

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 子育て支援費	補正前	国県支出金	8 報償費	△120
	509,615	△52		
	補正額	その他	13 委託料	△1,372
	△1,492	△7		
計	508,123	一般財源		
		△1,433		



(単位：千円)

説	明	備考
1 特別会計繰出金費	24,520	
(1) 特別会計繰出金費	24,520	
既決予算額	1,505,887	補正後予算額 1,530,407
介護保険料軽減分	57,851 (24,591増)	
その他分	181,267 (△71減)	
1 特別会計繰出金費	△147	
(1) 特別会計繰出金費	△147	
既決予算額	825,396	補正後予算額 825,249
事務費分	161,712 (△147減)	

(単位：千円)

説	明	備考
1 児童福祉推進費	△1,372	
(1) 子ども・子育て支援事業費	△1,372	
既決予算額	24,628	補正後予算額 23,256
子育て協働モデル事業委託料	(△500皆減)	
子育てに優しい事業所づくり事業委託料	(△620皆減)	
2 児童育成事業費	△120	

3款 民生費

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 障がい児福祉費	補正前 657,704 補正額 2,520 計 660,224	国県支出金 2,306 一般財源 214	20 扶助費	2,520
4 保育園管理費	補正前 197,649 補正額 △275 計 197,374	一般財源 △275	19 負担金補助及び交付金	△275
5 保育サービス推進支援費	補正前 3,025,930 補正額 1,543 計 3,027,473	国県支出金 6,694 一般財源 △5,151	13 委託料 20 扶助費 23 償還金利子及び割引料	△4,730 2,509 3,764

(単位：千円)

説 明	備 考
(1) ファミリー・サポート・センター事業費 <span style="float:right">△80</span> 既決予算額 3,110 補正後予算額 3,030 (2) 放課後児童健全育成事業費 <span style="float:right">△40</span> 既決予算額 266,629 補正後予算額 266,589	
1 障害児通所支援給付費 <span style="float:right">2,520</span> (1) 放課後等デイサービス費 <span style="float:right">2,520</span> 既決予算額 360,000 補正後予算額 362,520 障害者総合支援事業費助成金 (新型コロナウイルス対策事業分) 1,905 (追加) 緊急経済対策事業費助成金 (新型コロナウイルス対策事業分) 615 (追加)	
1 人材育成費 <span style="float:right">△275</span> (1) かけがわ乳幼児教育未来学会費 <span style="float:right">△275</span> 既決予算額 650 補正後予算額 375 保育・教育従事者資質向上研修・研究事業費補助金 275 (△275減)	
1 保育サービス推進支援費 <span style="float:right">1,543</span> (1) 私立保育園等運営費 <span style="float:right">740</span> 既決予算額 2,234,948 補正後予算額 2,235,688 システム開発委託料 (△4,400皆減) 過年度分保育料減免分給付費 1,706 (追加) 過年度分保育料減免分還付金 3,764 (追加) (2) 小規模保育事業給付費 <span style="float:right">803</span> 既決予算額 355,142 補正後予算額 355,945 過年度分保育料減免分給付費 803 (追加)	

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 認定こども園管理費	補正前	一般財源	8 報償費	△120
	338,171	△120		
	補正額			
	△120			
計	338,051			
計	補正前	国県支出金		
	8,944,696	8,948		
	補正額	その他		
	2,176	△7		
計	8,946,872	一般財源 △6,765		

## 3 款 民生費

## 3 項 生活保護費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 生活保護費	補正前	国県支出金	20 扶助費	8,100
	632,592	6,075		
	補正額	一般財源		
	8,100	2,025		
計	640,692			

(単位：千円)

説	明	備考
1 認定こども園運営費	△100	
(1) 認定こども園運営費	△100	
既決予算額 38,871	補正後予算額 38,771	
2 人材育成費	△20	
(1) 人材育成費	△20	
既決予算額 60	補正後予算額 40	
講師謝礼 (△20皆減)		

(単位：千円)

説	明	備考
1 生活保護費	8,100	
(1) 生活困窮者自立支援事業費	8,100	
既決予算額 24,945	補正後予算額 33,045	
住居確保給付金 延240人 9,720 (8,100増)		

3款 民生費

## 3款 民生費

## 3項 生活保護費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	632,592	6,075		
	補正額	一般財源		
	8,100	2,025		
計	640,692			

(単位：千円)

説 明	備 考

## 4款 衛生費

## 1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 健康づくり推進費	補正前	一般財源	8 報償費	△170
	120,646	△370		
	補正額		19 負担金補助及び交付金	△200
	△370			
計	120,276			
2 母子保健事業費	補正前	国県支出金	1 報酬	132
	757,904	486		
	補正額	一般財源	9 旅費	24
	999	513		
計	758,903		11 需用費	117
			12 役務費	726
3 成人保健事業費	補正前	国県支出金	8 報償費	△170
	92,485	△113		
	補正額	その他		
	△170	△10		
計	92,315	一般財源		
				△47
4 地域医療対策費	補正前	一般財源	8 報償費	△261
	512,669	△261		
	補正額			
	△261			
計	512,408			



(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 健康づくり推進費 <span style="float:right">△370</span></p> <p>(1) 健康づくり推進事業費 <span style="float:right">△200</span></p> <p>既決予算額 13,995 補正後予算額 13,795</p> <p>健康づくり推進事業費補助金 (△200皆減)</p> <p>(2) 生涯お達者市民推進事業費 <span style="float:right">△170</span></p> <p>既決予算額 1,692 補正後予算額 1,522</p>	
<p>1 母子保健推進費 <span style="float:right">999</span></p> <p>(1) 健康相談・家庭訪問事業費 <span style="float:right">999</span></p> <p>既決予算額 5,827 補正後予算額 6,826</p> <p>会計年度任用職員報酬等 2,234 (156増)</p> <p>郵便料 726 (追加)</p>	
<p>1 生活習慣病予防費 <span style="float:right">△170</span></p> <p>(1) 健康教育事業費 <span style="float:right">△170</span></p> <p>既決予算額 1,054 補正後予算額 884</p>	
<p>1 地域医療整備事業費 <span style="float:right">△261</span></p> <p>(1) 地域健康医療支援センター運営費 <span style="float:right">△150</span></p> <p>既決予算額 21,910 補正後予算額 21,760</p> <p>(2) 発達相談支援センター運営費 <span style="float:right">△111</span></p> <p>既決予算額 6,911 補正後予算額 6,800</p> <p>講師謝礼 150 (△111減)</p>	

## 4款 衛生費

## 1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	2,932,457	373		
	補正額	その他		
	198	△10		
計	2,932,655	一般財源		
		△165		

## 4款 衛生費

## 2項 衛生費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 環境保全活動推進費	補正前	国県支出金	8 報償費	△583
	92,163	11,978		
	補正額	その他	13 委託料	9,833
	9,250	△1,600		
計	101,413	一般財源		
		△1,128		
5 墓地公園管理費	補正前	一般財源	13 委託料	△4,900
	16,843	△4,900		
	補正額			
	△4,900			
計	11,943			

(単位：千円)

説	明	備	考

(単位：千円)

説	明	備	考
1 環境計画推進費		△83	
(1) 環境基本計画進管理事業費		△83	
既決予算額	3,831	補正後予算額	3,748
2 地球環境保全事業費		9,333	
(1) 自然環境調査事業費		△1,650	
既決予算額	2,387	補正後予算額	737
自然環境調査委託料		(△1,650皆減)	
(2) 環境ISO進管理費		△500	
既決予算額	8,494	補正後予算額	7,994
(3) 新エネルギー等普及促進事業費		11,483	
既決予算額	12,731	補正後予算額	24,214
	バイオマス産業都市構想事業化検討委託料	(△495皆減)	
	小水力発電事業可能性調査業務委託料	11,978 (追加)	
1 富士見台霊園管理費		△4,900	
(1) 施設整備費		△4,900	
皆減			
台帳整備委託料	(△4,900皆減)		

4款 衛生費

## 4款 衛生費

## 2項 衛生費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	271,820	11,978		
	補正額	その他		
	4,350	△1,600		
	計	一般財源		
	276,170	△6,028		

## 4款 衛生費

## 3項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 塵芥処理費	補正前	地方債	15 工事請負費	△200,000
	1,290,924	△200,000		
	補正額			
	△200,000			
	計			
	1,090,924			
計	補正前	地方債		
	2,177,624	△200,000		
	補正額			
	△200,000			
	計			
	1,977,624			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 埋立場管理費 <span style="float: right;">△200,000</span></p> <p>（1）施設維持管理費 <span style="float: right;">△200,000</span></p> <p>既決予算額 226,332 補正後予算額 26,332</p> <p>板沢処分場最終覆土整備工事費 （△200,000皆減）</p>	

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 農政企画費	補正前	一般財源	19 負担金補助及び交 付金	△1,000
	145,770	△1,000		
	補正額			
	△1,000			
計				
144,770				
4 農業振興費	補正前	その他	8 報償費	△48
	268,113	△2,000		
	補正額	一般財源	13 委託料	△3,398
	△4,896	△2,896		
	計		19 負担金補助及び交 付金	△1,450
	263,217			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 農業活性化対策費	△1,000	
(1) 農業祭開催費	△1,000	
皆減 農業祭開催負担金 (△1,000皆減)		
1 畑作農業振興費	△1,048	
(1) オリーブ産地化推進事業費	△1,048	
既決予算額 10,842 補正後予算額 9,794 オリーブ栽培導入調査研究事業委託料 3,000 (△398減) オリーブ圃場整備費等補助金 4,900 (△600減) オリーブ栽培等研修補助金 450 (△50減)		
2 畜産振興費	△800	
(1) 品質向上対策費	△800	
既決予算額 1,265 補正後予算額 465 畜産振興対策事業補助金 (△800皆減)		
3 農産物産地消推進費	△2,000	
(1) 産地消推進事業費	△2,000	
既決予算額 2,734 補正後予算額 734 互産互消拡充啓発セミナー開催委託料 (△2,000皆減)		
4 茶業振興費	△1,048	
(1) お茶のまちづくり推進事業費	△1,048	
既決予算額 1,921 補正後予算額 873 お茶のまちづくり推進事業委託料 (△1,000皆減)		

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	その他		
	535,130	△2,000		
	補正額	一般財源		
	△5,896	△3,896		
	計			
	529,234			

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業農村整備事業費	補正前	その他	15 工事請負費	△2,300
	295,121	△230		
	補正額	一般財源		
	△2,300	△2,070		
	計			
	292,821			
計	補正前	その他		
	746,563	△230		
	補正額	一般財源		
	△2,300	△2,070		
	計			
	744,263			



(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
1 農業用水利施設整備事業費 <span style="float: right;">△2,300</span> (1) (市単) かんがい排水事業費 <span style="float: right;">△2,300</span> 既決予算額 9,799 補正後予算額 7,499 かんがい排水工事費 3,000 (△2,300減) 1地区	

## 6款 農林水産業費

## 3項 林業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 森林機能保全費	補正前	その他	25 積立金	26,000
	92,962	26,000		
	補正額			
	26,000			
	計			
	118,962			
2 森林空間活用事業費	補正前	地方債	13 委託料	△4,112
	35,648	△27,700		
	補正額	一般財源	15 工事請負費	△23,672
	△27,784	△84		
	計			
	7,864			
3 野生鳥獣対策費	補正前	一般財源	8 報償費	△30
	20,819	△30		
	補正額			
	△30			
	計			
	20,789			
計	補正前	地方債		
	149,429	△27,700		
	補正額	その他		
	△1,814	26,000		
	計	一般財源		
	147,615	△114		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 林業振興費 26,000</p> <p>(1) 林業振興管理費 26,000</p> <p>既決予算額 19,362 補正後予算額 45,362</p> <p>森林環境整備基金積立金 26,016 (26,000増)</p>	
<p>1 ならここの里等管理費 △27,784</p> <p>(1) 施設整備費 △27,784</p> <p>既決予算額 29,896 補正後予算額 2,112</p> <p>設計監理委託料 (△4,112皆減)</p> <p>改修工事費 1,870 (△23,672減)</p>	
<p>1 有害鳥獣対策費 △30</p> <p>(1) イノシシ等有害鳥獣駆除事業費 △30</p> <p>既決予算額 20,796 補正後予算額 20,766</p>	

## 7款 商工費

## 1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 商工業振興費	補正前	国県支出金	11 需用費	2,921
	1,915,371	253,995	12 役務費	579
	補正額	その他	13 委託料	△300
	2,920	4,500	19 負担金補助及び交 付金	△280
計	一般財源			
	1,918,291	△255,575		
2 消費生活対策費	補正前	国県支出金	8 報償費	△155
	4,588	△143		
	補正額	一般財源		
△155	△12			
計	4,433			
3 観光振興費	補正前	一般財源	19 負担金補助及び交 付金	△8,085
	145,343	△8,085		
	補正額			
△8,085				
計	137,258			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 商工業振興管理費 <span style="float:right">△300</span></p> <p>(1) 掛川茶消費拡大事業費 <span style="float:right">△300</span></p> <p>既決予算額 1,566 補正後予算額 1,266</p> <p>掛川茶海外講座開催委託料 (△300皆減)</p> <p>2 商店街活性化対策事業費 <span style="float:right">△1,280</span></p> <p>(1) 活性化イベント等支援費 <span style="float:right">△1,280</span></p> <p>既決予算額 1,780 補正後予算額 500</p> <p>市街地活性化補助金 (△1,280皆減)</p> <p>3 地域経済活性化事業費 <span style="float:right">4,500</span></p> <p>(1) 地域経済応援事業費 <span style="float:right">4,500</span></p> <p>既決予算額 508,581 補正後予算額 513,081</p> <p>消毒液等購入費 2,435 (追加)</p> <p>消費回復事業費補助金 1,000 (追加)</p>	
<p>1 消費生活対策費 <span style="float:right">△12</span></p> <p>(1) 消費者団体等育成支援費 <span style="float:right">△12</span></p> <p>既決予算額 328 補正後予算額 316</p> <p>2 消費生活センター運営費 <span style="float:right">△143</span></p> <p>(1) 消費者行政活性化事業費 <span style="float:right">△143</span></p> <p>既決予算額 310 補正後予算額 167</p> <p>相談アドバイザー等謝礼 (△143皆減)</p>	
<p>1 観光PRイベント推進費 <span style="float:right">△8,085</span></p> <p>(1) 観光PRイベント開催費 <span style="float:right">△8,085</span></p> <p>既決予算額 16,648 補正後予算額 8,563</p> <p>掛川観光振興事業費補助金 7,381 (△4,235減)</p> <p>ちっちゃな文化展事業費補助金 (△3,000皆減)</p> <p>遠州灘砂の祭典開催補助金 (△850皆減)</p>	

## 7款 商工費

## 1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	2,065,302	253,852		
	補正額	その他		
	△5,320	4,500		
計	2,059,982	一般財源		
		△263,672		

(単位：千円)

説 明	備 考

## 8款 土木費

## 2項 道路橋梁費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 道路新設改良事業費	補正前	一般財源 △71,500	13 委託料	△28,500
	1,647,683		15 工事請負費	△23,900
	補正額		17 公有財産購入費	△5,600
	△71,500		22 補償補填及び賠償 金	△13,500
計	1,576,183			
計	補正前 2,019,122	一般財源 △71,500		
	補正額 △71,500			
	計 1,947,622			

## 8款 土木費

## 3項 河川費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 河川整備費	補正前 182,800	一般財源 △5,000	17 公有財産購入費	△5,000
	補正額 △5,000			
	計 177,800			



(単位：千円)

説	明	備考
1 生活道路新設改良事業費	△55,000	
(1) 一般改良事業費	△55,000	
既決予算額 160,000	補正後予算額 105,000	
18路線		
測量設計委託料 65,000	(△18,000減)	
道路改良工事費 28,600	(△17,900減)	
用地買収費 5,600	(△5,600減)	
物件移転補償費 5,800	(△13,500減)	
2 事業関連道路改良事業費	△16,500	
(1) 事業関連道路改良事業費	△16,500	
既決予算額 212,100	補正後予算額 195,600	
3路線		
測量設計委託料 500	(△10,500減)	
道路改良工事費 72,000	(△6,000減)	

(単位：千円)

説	明	備考
1 市単河川整備事業費	△5,000	
(1) 市単河川整備事業費	△5,000	
既決予算額 182,800	補正後予算額 177,800	
用地買収費 9,300	(△5,000減)	

8款 土木費

## 8款 土木費

## 3項 河川費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	1,018,128	△5,000		
	補正額			
	△5,000			
計	1,013,128			

## 8款 土木費

## 4項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 都市づくり推進費	補正前	一般財源	8 報償費	△210
	92,598	△3,210		
	補正額		13 委託料	△3,000
	△3,210			
計	89,388			
4 下水道費	補正前	一般財源	28 繰出金	△109
	1,226,201	△109		
	補正額			
	△109			
計	1,226,092			

(単位：千円)

説	明	備 考

(単位：千円)

説	明	備 考
1 都市づくり推進費	△3,210	
(1) 都市計画策定費	△3,210	
既決予算額 14,264	補正後予算額 11,054	
東海道シンポジウム謝礼	(△210皆減)	
計画策定委託料 10,000	(△3,000減)	
1 公共下水道事業会計繰出金費	△109	
(1) 公共下水道事業会計繰出金費	△109	
既決予算額 1,226,201	補正後予算額 1,226,092	
(3条予算関係)		
その他分 426,475	(△71減)	
(4条予算関係)		
その他分 175,195	(△38減)	

8款 土木費

## 8款 土木費

## 4項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 快適空間整備事業費	補正前	国県支出金	9 旅費	△9
	516,739	△5,500	11 需用費	△110
	補正額	地方債	12 役務費	△38
	△20,005	△6,700	13 委託料	△19,788
	計	その他	14 使用料及び賃借料	△10
	496,734	△2,800	16 原材料費	△50
		一般財源		
		△5,005		
6 全市公園化推進費	補正前	その他	11 需用費	△35
	9,897	△2,900	12 役務費	△5
	補正額	一般財源	13 委託料	△2,870
	△2,910	△10		
計				
6,987				
8 高速道路関連事業費	補正前	一般財源	13 委託料	△5,000
	10,034	△5,000		
	補正額			
	△5,000			
計				
5,034				

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 都市再生整備計画事業費 <span style="float:right">△11,500</span></p> <p>(1) 掛川駅周辺地区まちづくり事業費 <span style="float:right">△11,500</span></p> <p>既決予算額 12,566 補正後予算額 1,066</p> <p>掛川駅前歩道バリアフリー化測量設計委託料 (△11,500皆減)</p> <p>2 街なみ環境整備事業費 <span style="float:right">△4,000</span></p> <p>(1) 掛川城周辺地区まちづくり事業費 <span style="float:right">△4,000</span></p> <p>既決予算額 9,000 補正後予算額 5,000</p> <p>道路美装化、サイン整備測量設計委託料 5,000 (△4,000減)</p> <p>3 希望の森づくり推進費 <span style="float:right">△4,505</span></p> <p>(1) 希望の森づくり推進費 <span style="float:right">△4,505</span></p> <p>既決予算額 8,488 補正後予算額 3,983</p> <p>希望の森づくり業務委託料 3,712 (△4,288減)</p>	
<p>1 緑化意識向上推進費 <span style="float:right">△2,910</span></p> <p>(1) 緑化意識向上推進事業費 <span style="float:right">△2,910</span></p> <p>既決予算額 2,985 補正後予算額 75</p> <p>開催委託料 (△2,870皆減) フラワーフェスティバル、花と緑の学習塾、菊花展</p>	
<p>1 事業推進事務費 <span style="float:right">△5,000</span></p> <p>(1) 事業推進事務費 <span style="float:right">△5,000</span></p> <p>既決予算額 10,034 補正後予算額 5,034</p> <p>予備設計業務委託料 5,000 (△5,000減) (仮称)掛川西スマートIC</p>	

## 8款 土木費

## 4項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
10 街なか再生推進費	補正前 26,177 補正額 △3,000 計 23,177	その他 △3,000	13 委託料	△3,000
計	補正前 2,238,242 補正額 △34,234 計 2,204,008	国県支出金 △5,500 地方債 △6,700 その他 △8,700 一般財源 △13,334		

## 8款 土木費

## 5項 住宅費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 市営住宅管理費	補正前 129,661 補正額 △3,000 計 126,661	その他 △3,000	13 委託料	△3,000

(単位：千円)

説	明	備考
1 中心市街地活性化事業費	$\Delta 3,000$	
(1) 中心市街地活性化事業推進費	$\Delta 3,000$	
既決予算額 7,767 補正後予算額 4,767		
にぎわい広場等運営委託料 (△3,000皆減)		

(単位：千円)

説	明	備考
1 市営住宅建設事業費	$\Delta 3,000$	
(1) 建設事業費	$\Delta 3,000$	
既決予算額 3,040 補正後予算額 40		
ストック総合活用計画策定委託料 (△3,000皆減)		

8款 土木費

## 8款 土木費

## 5項 住宅費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	その他		
	364,429	△3,000		
	補正額			
	△3,000			
計				
	361,429			



(単位：千円)

説 明	備 考

## 9 款 消防費

## 1 項 消防費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 消防力整備事業費	補正前	国県支出金	8 報償費	△250
	1,312,750	△43,731	9 旅費	△132
	補正額	地方債	12 役務費	△46
	△193,712	△164,600	15 工事請負費	1,067
	計	その他	18 備品購入費	△194,203
	1,119,038	37,332	27 公課費	△148
		一般財源		
		△22,713		
3 防災対策費	補正前	国県支出金	8 報償費	△703
	180,016	△529	9 旅費	△48
	補正額	一般財源	11 需用費	△266
	△1,417	△888	12 役務費	△130
	計		14 使用料及び賃借料	△270
	178,599			
計	補正前	国県支出金		
	1,702,782	△44,260		
	補正額	地方債		
	△195,129	△164,600		
	計	その他		
1,507,653	37,332			
		一般財源		
		△23,601		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 救急活動費 <span style="float:right">△250</span></p> <p>(1) 救急講習会開催費 <span style="float:right">△250</span></p> <p>    既決予算額 361 補正後予算額 111</p> <p>        講師謝礼 (△250皆減)</p> <p>2 消防施設整備費 <span style="float:right">△193,462</span></p> <p>(1) 車両整備事業費 <span style="float:right">△193,462</span></p> <p>    既決予算額 231,896 補正後予算額 38,434</p> <p>        はしご付消防車購入費 (△230,324皆減)</p> <p>        高規格救急車購入費 36,121 (追加)</p>	
<p>1 地域防災力強化費 <span style="float:right">△1,417</span></p> <p>(1) 防災リーダー養成事業費 <span style="float:right">△1,417</span></p> <p>    既決予算額 2,597 補正後予算額 1,180</p> <p>        講師謝礼 96 (△221減)</p> <p>        防災リーダー養成講座協力者謝礼 111 (△266減)</p>	

## 10款 教育費

## 1項 教育総務費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 事務局費	補正前	一般財源	2 給料	△406
	267,796	△406		
	補正額			
	△406			
計				
267,390				
6 新たな学園づくり推進費	補正前	一般財源	8 報償費	△90
	31,196	△90		
	補正額			
	△90			
計				
31,106				
計	補正前	一般財源		
	324,213	△496		
	補正額			
	△496			
計				
323,717				

## 10款 教育費

## 2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 小学校保健費	補正前	国県支出金	11 需用費	3,683
	41,534	1,660		
	補正額	その他		
	3,683	500		
計		一般財源		
45,217		1,523		

(単位：千円)

説	明	備考
1 給与費	△406	
(1) 特別職	△406	
既決予算額 18,567	補正後予算額 18,161	
教育長給料 7,718	(△406減)	
1 新たな学園づくり推進費	△90	
(1) 新たな学園づくり推進事業費	△90	
既決予算額 31,196	補正後予算額 31,106	

(単位：千円)

説	明	備考
1 児童健康管理費	3,683	
(1) 児童健康管理事業費	3,683	
既決予算額 10,102	補正後予算額 13,785	
備蓄用マスク購入費 3,708	(3,683増)	

10款 教育費

## 10款 教育費

## 2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 魅力ある小学校づくり推進費	補正前	国県支出金	18 備品購入費	631,730
	307,331	292,995		
	補正額	その他		
	631,730	3,000		
計	一般財源			
939,061	335,735			
計	補正前	国県支出金		
	931,576	294,655		
	補正額	その他		
	635,413	3,500		
計	一般財源			
1,566,989	337,258			

## 10款 教育費

## 4項 幼稚園費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 幼稚園管理費	補正前	一般財源	8 報償費	△190
	470,806	△190		
	補正額			
	△190			
計				
470,616				

(単位：千円)

説	明	備考
1	パソコン情報教育推進事業費 631,730 (1) 学校教育情報化推進事業費 631,730 既決予算額 31,564 補正後予算額 663,294 備品購入費 631,730 (追加)	

(単位：千円)

説	明	備考
1	人材育成費 △190 (1) 人材育成費 △190 既決予算額 1,298 補正後予算額 1,108 講師謝礼 (△190皆減)	

10款 教育費

## 10款 教育費

## 4項 幼稚園費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前 1,664,308 補正額 △190 計 1,664,118	一般財源 △190		

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 社会教育推進費	補正前 140,498 補正額 △12 計 140,486	その他 1 一般財源 △13	8 報償費	△12
2 人づくり推進費	補正前 288,069 補正額 △30 計 288,039	一般財源 △30	8 報償費	△30
3 青少年健全育成費	補正前 11,436 補正額 △45 計 11,391	その他 △1 一般財源 △44	8 報償費	△45



(単位：千円)

説	明	備	考

(単位：千円)

説	明	備	考
1 社会教育推進費	△12		
(1) 社会教育推進費	△12		
	既決予算額 1,386 補正後予算額 1,374		
1 学習活動支援事業費	△30		
(1) 託児サポーター派遣事業費	△30		
	既決予算額 952 補正後予算額 922		
1 家庭教育力向上対策費	△25		
(1) 社会教育振興基金講演会開催費	△25		
	皆減		
	講師謝礼 (△25皆減)		
2 青少年健全育成活動支援事業費	△20		
(1) 青少年ボランティア育成事業費	△20		

10款 教育費

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 図書館費	補正前	一般財源 △295	8 報償費	△253
	307,271		9 旅費	△2
	補正額		11 需用費	△33
	△295		12 役務費	△4
	計		14 使用料及び賃借料	△3
306,976				
5 文化財保護費	補正前	一般財源 △14	8 報償費	△14
	149,819			
	補正額			
△14				
計	149,805			
6 文化財愛護費	補正前	国県支出金 △42,676	8 報償費	△130
	131,718		9 旅費	△95
	補正額	地方債 △37,000	11 需用費	△362
	△81,762		12 役務費	△55
	計	一般財源 △2,086	13 委託料	△15,516
	49,956		15 工事請負費	△65,604

(単位：千円)

説 明	備 考
既決予算額 77 補正後予算額 57	
1 読書活動推進費 <span style="float: right;">△295</span> (1) 図書館フェスティバル開催費 <span style="float: right;">△295</span> 皆減 図書館フェスティバル報償費 (△253皆減)	
1 建造物保護費 <span style="float: right;">△14</span> (1) 松ヶ岡管理費 <span style="float: right;">△14</span> 既決予算額 564 補正後予算額 550	
1 和田岡古墳群管理費 <span style="float: right;">△81,762</span> (1) 史跡整備事業費 <span style="float: right;">△81,762</span> 既決予算額 82,150 補正後予算額 388 吉岡大塚古墳 工事監理委託料 (△5,066皆減) 展示物製作委託料 (△10,450皆減) 整備工事費 (△25,604皆減) 建設工事費 (△40,000皆減)	

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	1,028,811	△42,676		
	補正額	地方債		
	△82,158	△37,000		
計	946,653	一般財源		
		△2,482		

## 10款 教育費

## 6項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 スポーツ振興費	補正前	一般財源	8 報償費	△1,202
	112,739	△45,606	9 旅費	△792
	補正額		11 需用費	△7,040
	△45,606		12 役務費	△31
	計		13 委託料	△26,067
	67,133		14 使用料及び賃借料	△1,474
			19 負担金補助及び交付金	△9,000

(単位：千円)

説	明	備	考

(単位：千円)

説	明	備	考
1 スポーツ推進委員費		△40	
(1) 指導者養成事業費		△40	
既決予算額	70	補正後予算額	30
講師謝礼		(△40皆減)	
2 スポーツ振興事業費		△36,566	
(1) 各種競技会事業費		△2,583	
既決予算額	4,885	補正後予算額	2,302
城下町駅伝開催委託料		(△2,583皆減)	
(2) 普及啓発事業費		△11,714	
既決予算額	17,514	補正後予算額	5,800
市民生涯スポーツ・競技力向上推進委託料		5,300 (△5,297減)	
トランポリン推進事業委託料		(△1,076皆減)	
スポーツ交流フェスティバル委託料		(△3,037皆減)	
海洋性スポーツ普及事業委託料		(△2,304皆減)	
(3) 東京オリンピック・パラリンピック等推進事業費		△22,269	
既決予算額	23,000	補正後予算額	731
講師謝礼		(△500皆減)	
普通旅費		104 (△784減)	
修理費		(△5,833皆減)	
オリパラ出場選手応援パネル設置ほか			
オリンピック聖火リレーセレモニー運営業務等委託料			

10款 教育費

10 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 学校給食運営費	補正前	その他	8 報償費	△20
	1,202,393	5,557	19 負担金補助及び交付金	1,423
	補正額	一般財源		
7,430	1,873	22 補償補填及び賠償金	6,027	
計	1,209,823			
計	補正前	その他		
	1,578,833	5,557		
	補正額	一般財源		
△38,176	△43,733			
計	1,540,657			

(単位：千円)

説	明	備 考
強化合宿受入等委託料	(△7,370皆減) (△4,400皆減)	
3 スポーツ振興助成費	△9,000	
(1) 各種体育団体等助成費	△9,000	
既決予算額 10,036	補正後予算額 1,036	
掛川・新茶マラソン大会補助金	(△9,000皆減)	
1 学校給食運営費	7,430	
(1) 学校給食運営費	7,430	
既決予算額 1,002,172	補正後予算額 1,009,602	
衛生管理改善事業補助金	1,423 (追加)	
学校給食事業者補償金	6,027 (追加)	

1 1 款 災害復旧費

2 項 土木施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 土木施設災害復旧費	補正前	国県支出金	15 工事請負費	170,000
	93,317	100,000		
	補正額	地方債		
	170,000	50,000		
計	一般財源			
263,317	20,000			
計	補正前	国県支出金		
	93,317	100,000		
	補正額	地方債		
	170,000	50,000		
計	一般財源			
263,317	20,000			



(単位：千円)

説	明	備 考
1 土木施設災害復旧費	170,000	
(1) 公共災害復旧事業費	150,000	
既決予算額 76,317	補正後予算額 226,317	
災害復旧工事費 221,100	(150,000増)	
(2) 単独災害復旧事業費	20,000	
既決予算額 17,000	補正後予算額 37,000	
応急復旧工事費 37,000	(20,000増)	

1 2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 利子	補正前	その他		
	264,101	3,000		
	補正額	一般財源		
	0	△3,000		
計				
	264,101			
計	補正前	その他		
	5,261,313	3,000		
	補正額	一般財源		
	0	△3,000		
計				
	5,261,313			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての令和元年度末までの  
支出額の見込及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後 (単位 千円)

事 項	限度額	R元年度末までの 支出済額		R2年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
さかがわ学校給食センター・こうようの丘調理業務委託	611,883			R2 ～ R5	611,883				611,883
	203,961			R2 ～ R3	203,961				203,961

地方債の平成30年度末現在高並びに令和元年度末及び  
令和2年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後) (単位 千円)

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減見込額		令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,602,065	22,619,820	3,840,900	3,102,284	23,358,436
			3,404,900		22,922,436
(1) 総務債	244,389	132,129		119,529	12,600
(2) 民生債	1,040,408	1,727,593	1,085,400	30,948	2,782,045
(3) 衛生債	2,241,159	1,947,146	200,000	287,133	1,860,013
					1,660,013
(4) 農林水産債	1,057,132	1,127,046	62,600	99,619	1,090,027
(5) 土木債	7,952,304	8,618,274	2,025,400	1,281,919	9,361,755
			2,018,700		9,355,055
(6) 消防債	1,710,603	1,469,905	244,300	316,123	1,398,082
			79,700		1,233,482
(7) 教育債	6,871,655	7,055,161	128,000	893,884	6,289,277
			91,000		6,252,277
(8) 辺地債	484,415	542,566	95,200	73,129	564,637
			67,500		536,937
2. 災害復旧債	112,350	173,835	41,600	11,099	204,336
			91,600		254,336
3. その他	23,787,461	23,731,748	1,252,700	1,883,829	23,100,619
(1) 災害援護資金		6,700	6,700		13,400
(2) 住宅資金貸付債	577	389		193	196
(3) 住民税等減税補てん債	528,800	412,515		103,668	308,847
(4) 臨時財政対策債	22,284,917	22,090,204	1,246,000	1,628,833	21,707,371
(5) 減収補てん債	973,167	1,221,940		151,135	1,070,805
合 計	45,501,876	46,525,403	5,135,200	4,997,212	46,663,391
			4,749,200		46,277,391

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当	計				
補 正 後	長等	3		25,925	12,155		4,997	43,077	5,590	48,667	
	議員	19	95,484		31,570			127,054	33,365	160,419	
	その他	2,412	167,354					167,354		167,354	
	計	2,434	262,838	25,925	43,725		4,997	337,485	38,955	376,440	
補 正 前	長等	3		27,864	12,155		4,997	45,016	5,590	50,606	
	議員	19	95,484		31,570			127,054	33,365	160,419	
	その他	2,412	167,354					167,354		167,354	
	計	2,434	262,838	27,864	43,725		4,997	339,424	38,955	378,379	
比 較	長等			△ 1,939				△ 1,939		△ 1,939	
	議員										
	その他										
	計			△ 1,939				△ 1,939		△ 1,939	

2 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総 括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	計					
補正後	728	2,787,580	2,301,858	5,089,438	942,369	20,638	6,052,445	26,615	6,025,830
補正前	728	2,787,580	2,309,731	5,097,311	942,369	20,638	6,060,318	26,615	6,033,703
比較			△ 7,873	△ 7,873			△ 7,873		△ 7,873

(単位 千円)

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後		81,930	88,262	62,576	71,770	209,477
補正前		81,930	88,262	62,576	79,643	209,477	653,459
比較					△ 7,873		
区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他		
補正後	494,115	34,020	16,474	545,676	44,099		
補正前	494,115	34,020	16,474	545,676	44,099		
比較							

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 7,873	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 7,873	令和2年7月から令和2年12月まで管理職手当15～25%削減	

(2) 会計年度任用職員

① 総 括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	505	622,754	127,439	172,263	922,456	126,666	1,049,122
補正前	502	622,622	127,439	172,239	922,300	126,666	1,048,966
比較	3	132		24	156		156

(単位 千円)

職員 手当の 内訳	区分	地域手当	通勤手当	時間外手当	期末手当	退職手当	その他
	補正後	3,823	44,238	2,352	121,850		
	補正前	3,823	44,214	2,352	121,850		
	比較		24				





令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ147千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,955,737千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,077,389	千円 △147	千円 1,077,242
	1 一般会計繰入金	825,396	△147	825,249
歳入合計		11,955,884	△147	11,955,737

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 161,520	千円 △147	千円 161,373
	1 総務管理費	121,382	△109	121,273
	2 徴税費	36,461	△38	36,423
歳 出 合 計		11,955,884	△147	11,955,737







(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
161,373	1.4				△147
8,409,261	70.3				
3,227,892	27.0				
2	0.0				
135,551	1.1				
156	0.0				
200	0.0				
15,050	0.1				
6,252	0.1				
11,955,737	100.0				△147

## 2 歳 入

### 6 款 繰入金

### 1 項 一般会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 一般会計繰入金	補正前 825,396 補正額 △147 計 825,249	1 一般会計繰入金	△147
計	補正前 825,396 補正額 △147 計 825,249		



(単位：千円)

説 明	備 考
一般会計繰入金 既決予算額 825,396 補正後予算額 825,249 事務費分 161,712 (△147減)	△147

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 総務管理費	補正前	一般財源	3 職員手当等	△109
	121,382	△109		
	補正額			
	△109			
	計			
	121,273			
計	補正前	一般財源		
	121,382	△109		
	補正額			
	△109			
	計			
	121,273			

#### 1 款 総務費

#### 2 項 徴税費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 賦課徴税費	補正前	一般財源	3 職員手当等	△38
	36,461	△38		
	補正額			
	△38			
	計			
	36,423			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 総務管理費 (1) 総務管理費 既決予算額 121,382 補正後予算額 121,273	$\Delta 109$ $\Delta 109$	

(単位：千円)

説	明	備 考
1 給与費 (1) 一般職 既決予算額 24,637 補正後予算額 24,599	$\Delta 38$ $\Delta 38$	

## 1 款 総務費

## 2 項 徴税費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	36,461	△38		
	補正額			
	△38			
計				
	36,423			

(単位：千円)

説 明	備 考

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	その他の 人件費	合計
		給料	職員手当	計			
補正後	14	54,607	35,177	89,784	19,007		108,791
補正前	14	54,607	35,324	89,931	19,007		108,938
比較			△ 147	△ 147			△ 147

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	594	1,709	1,161	1,599	6,034	12,796
	補正前	594	1,709	1,161	1,746	6,034	12,796
	比較				△ 147		
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	9,712	1,572				
	補正前	9,712	1,572				
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 147	制度改正に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 147	令和2年7月から令和2年12月まで管理職手当15~20%削減	

議案第71号

令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ71千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,872,961千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 2,248,355	千円 △24,352	千円 2,224,003
	1 介護保険料	2,248,355	△24,352	2,224,003
8 繰入金		1,660,632	24,281	1,684,913
	1 一般会計繰入金	1,505,887	24,520	1,530,407
	2 基金繰入金	154,745	△239	154,506
歳入合計		9,873,032	△71	9,872,961



## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 212,583	千円 △71	千円 212,512
	1 総務管理費	55,378	△71	55,307
歳 出 合 計		9,873,032	△71	9,872,961







(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
212,512	2.2				△71
9,657,412	97.8				
317	0.0				
700	0.0				
2,020	0.0				
9,872,961	100.0				△71

## 2 歳 入

### 1 款 保険料

### 1 項 介護保険料

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 第1号被保険者保険料	補正前 2,248,355	1 現年度分特別徴収 保険料	△22,138
	補正額 △24,352		
	計 2,224,003	2 現年度分普通徴収 保険料	△2,214
計	補正前 2,248,355 補正額 △24,352 計 2,224,003		

(単位：千円)

説 明	備 考
現年度分特別徴収保険料 <span style="float: right;">△22,138</span> 既決予算額 2,038,385 補正後予算額 2,016,247 保険料賦課総額 2,240,275×特別徴収見込分 90%	
現年度分普通徴収保険料 <span style="float: right;">△2,214</span> 既決予算額 203,838 補正後予算額 201,624 保険料賦課総額 2,240,275×普通徴収見込分 10%×収納率 90%	

## 8款 繰入金

## 1項 一般会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 介護保険料軽減繰入金	補正前 33,260 補正額 24,591 計 57,851	1 介護保険料軽減繰入金	24,591
5 その他繰入金	補正前 181,338 補正額 △71 計 181,267	1 職員給与等繰入金	△71
計	補正前 1,505,887 補正額 24,520 計 1,530,407		

## 8款 繰入金

## 2項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 給付支払準備基金繰入金	補正前 154,745 補正額 △239 計 154,506	1 給付支払準備基金繰入金	△239



(単位：千円)

説	明	備考
介護保険料軽減繰入金	24,591	
既決予算額 33,260	補正後予算額 57,851	
職員給与等繰入金	△71	
既決予算額 64,624	補正後予算額 64,553	

(単位：千円)

説	明	備考
給付支払準備基金繰入金	△239	
既決予算額 154,745	補正後予算額 154,506	

介護保険特別会計

## 8款 繰入金

## 2項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	154,745		
	補正額		
	△239		
計			
	154,506		

(単位：千円)

説 明	備 考

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般管理費	補正前	一般財源	3 職員手当等	△71
	55,378	△71		
	補正額			
	△71			
	計			
	55,307			
計	補正前	一般財源		
	55,378	△71		
	補正額			
	△71			
	計			
	55,307			

(単位：千円)

説	明	備	考
1 給与費	$\Delta 71$		
(1) 一般職	$\Delta 71$		
既決予算額 35,810	補正後予算額 35,739		

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計
		給 料	職員手当	計			
補正後	15	53,750	33,255	87,005	18,413		105,418
補正前	15	53,750	33,326	87,076	18,413		105,489
比較			△ 71	△ 71			△ 71

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	1,632	1,657	1,251	640	4,948	12,615
	補正前	1,632	1,657	1,251	711	4,948	12,615
	比較				△ 71		
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	9,582	930				
	補正前	9,582	930				
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 71	制度改正に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 71	令和2年7月から令和2年12月まで管理職手当20%削減	

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,984,937千円	△263千円	2,984,674千円
第1項 営業費用	2,847,547千円	△263千円	2,847,284千円

第2条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	177,013千円	△263千円	176,750千円

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

令和 2 年度掛川市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業費用			2,984,937	△ 263	2,984,674
	01 営業費用		2,847,547	△ 263	2,847,284
		04 総係費	207,653	△ 263	207,390



令和2年度掛川市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	111,300
	減価償却費	890,754
	固定資産除却費	30,000
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 8,790
	賞与引当金の増減額(△は減少)	230
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	87
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 409
	長期前受金戻入額	△ 255,520
	受取利息及び受取配当金	△ 861
	支払利息	76,879
	未収金の増減額(△は増加)	△ 123,411
	未払金の増減額(△は減少)	256,901
	たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 2,397
	小計	974,763
	利息及び配当金の受取額	861
	利息の支払額	△ 76,879
	業務活動によるキャッシュ・フロー	898,745
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,234,256
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	48,454
	他会計からの補助金による収入	783
	工事負担金による収入	41,600
	貸付金元金返済による収入	15,270
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,128,147
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	200,000
	一時借入金の返済による支出	△ 200,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	240,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 247,011
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,011
4	資金増加額(又は減少額)	△ 236,413
5	資金期首残高	2,135,556
6	資金期末残高	1,899,143

# 給与費明細書

## 1 会計年度任用職員以外の職員

### (1) 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)		
補	損益勘定 支弁職員	13	56,251		42,433	15,711	114,395	19,309	133,704
正	資本勘定 支弁職員	5	18,620		14,745		33,365	6,652	40,017
後	合計	18	74,871		57,178	15,711	147,760	25,961	173,721
補	損益勘定 支弁職員	13	56,251		42,696	15,711	114,658	19,309	133,967
正	資本勘定 支弁職員	5	18,620		14,745		33,365	6,652	40,017
前	合計	18	74,871		57,441	15,711	148,023	25,961	173,984
比 較	損益勘定 支弁職員				△ 263		△ 263		△ 263
	資本勘定 支弁職員								
	合計				△ 263		△ 263		△ 263

(単位 千円)

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	住居手当
	補正後		1,842	1,446	17,814	13,772
補正前		1,842	1,446	17,814	13,772	567
比較						
内訳	区分	管理職手当	特殊勤務手当	時間外手当	地域手当	その他の手当
	補正後	1,887	100	17,332	2,368	50
	補正前	2,150	100	17,332	2,368	50
	比較	△ 263				

### (2) 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
職員手当	△ 263	その他の増減分	△ 263 令和2年7月から令和2年12月まで管理職 手当15~25%削減



令和2年度掛川市水道事業予定貸借対照表

令和3年3月31日

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表		補正予定貸借対照表		計	
資産の部						
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
ア 土地		548,578,208		0		548,578,208
イ 建物	546,170,835		0		546,170,835	
減価償却累計額	△ 350,347,702	195,823,133	0	0	△ 350,347,702	195,823,133
ウ 構築物	38,104,215,727		0		38,104,215,727	
減価償却累計額	△ 17,651,272,911	20,452,942,816	0	0	△ 17,651,272,911	20,452,942,816
エ 機械及び装置	3,339,396,546		0		3,339,396,546	
減価償却累計額	△ 2,594,534,006	744,862,540	0	0	△ 2,594,534,006	744,862,540
オ 量水器	168,770,546		0		168,770,546	
減価償却累計額	△ 88,460,198	80,310,348	0	0	△ 88,460,198	80,310,348
カ 車両運搬具	36,295,995		0		36,295,995	
減価償却累計額	△ 17,718,233	18,577,762	0	0	△ 17,718,233	18,577,762
キ 工具器具及び備品	130,697,241		0		130,697,241	
減価償却累計額	△ 116,456,697	14,240,544	0	0	△ 116,456,697	14,240,544
ク 建設仮勘定		165,105,233		0		165,105,233
有形固定資産合計		22,220,440,584		0		22,220,440,584
(2) 無形固定資産						
ア 電話加入権	107,300		0		107,300	
イ 施設利用権	500		0		500	
無形固定資産合計		107,800		0		107,800
(3) 投資その他の資産						
ア 長期貸付金	0		0		0	
投資その他の資産合計		0		0		0
固定資産合計		22,220,548,384		0		22,220,548,384
2 流動資産						
(1) 現金預金		1,898,880,890		263,000		1,899,143,890
(2) 未収金	183,870,374		0		183,870,374	
貸倒引当金	△ 9,342,665	174,527,709	0	0	△ 9,342,665	174,527,709
(3) 貯蔵品		16,999,390		0		16,999,390
流動資産合計		2,090,407,989		263,000		2,090,670,989
資産合計		24,310,956,373		263,000		24,311,219,373

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表		補正予定貸借対照表		計	
負債の部						
3 固定負債						
(1) 企業債		4,439,091,665		0		4,439,091,665
(2) 引当金						
ア 退職給付引当金	132,170,826		0		132,170,826	
イ 修繕引当金	0		0		0	
引当金合計		132,170,826		0		132,170,826
固定負債合計		4,571,262,491		0		4,571,262,491
4 流動負債						
(1) 企業債		236,019,756		0		236,019,756
(2) 未払金		521,577,011		0		521,577,011
(3) 引当金						
ア 賞与引当金	10,454,000		0		10,454,000	
イ 法定福利費引当金	2,020,000		0		2,020,000	
引当金合計		12,474,000		0		12,474,000
(4) 預り金		57,982,767		0		57,982,767
流動負債合計		828,053,534		0		828,053,534
5 繰延収益						
(1) 長期前受金						
ア 国庫補助金	1,403,667,456		0		1,403,667,456	
収益化累計額	△ 601,829,397	801,838,059	0	0	△ 601,829,397	801,838,059
イ 県補助金	344,215,315		0		344,215,315	
収益化累計額	△ 214,008,918	130,206,397	0	0	△ 214,008,918	130,206,397
ウ 工事負担金	6,269,401,384		0		6,269,401,384	
収益化累計額	△ 3,213,367,444	3,056,033,940	0	0	△ 3,213,367,444	3,056,033,940
エ 受贈財産評価額	3,785,585,506		0		3,785,585,506	
収益化累計額	△ 1,968,287,848	1,817,297,658	0	0	△ 1,968,287,848	1,817,297,658
オ 他会計補助金	754,448,318		0		754,448,318	
収益化累計額	△ 678,681,333	75,766,985	0	0	△ 678,681,333	75,766,985
長期前受金合計		5,881,143,039		0		5,881,143,039
繰延収益合計		5,881,143,039		0		5,881,143,039
負債合計		11,280,459,064		0		11,280,459,064
資本の部						
6 資本金						
(1) 資本金		11,969,510,722		0		11,969,510,722
資本金合計		11,969,510,722		0		11,969,510,722
7 剰余金						
(1) 資本剰余金						
ア 受贈財産評価額	180,913,457		0		180,913,457	
イ 他会計補助金	1,548,301		0		1,548,301	
資本剰余金合計		182,461,758		0		182,461,758
(2) 利益剰余金						
ア 建設改良積立金	460,000,000		0		460,000,000	
イ 当年度未処分利益剰余金	418,524,829		263,000		418,787,829	
利益剰余金合計		878,524,829		263,000		878,787,829
剰余金合計		1,060,986,587		263,000		1,061,249,587
資本合計		13,030,497,309		263,000		13,030,760,309
負債資本合計		24,310,956,373		263,000		24,311,219,373

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益の支出

支 出

款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業費用		2,984,937	△ 263	2,984,674
01 営業費用		2,847,547	△ 263	2,847,284
	04 総係費	207,653	△ 263	207,390

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
02 手当等	△ 263	26,862 (△263減)





令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,549,947千円	△71千円	2,549,876千円
第2項 営業外収益	1,912,898千円	△71千円	1,912,827千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	2,011,020千円	△71千円	2,010,949千円
第1項 営業費用	1,728,239千円	△71千円	1,728,168千円

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	1,326,636千円	△38千円	1,326,598千円
第4項 他会計支出金	202,098千円	△38千円	202,060千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,131,528千円	△38千円	2,131,490千円
第1項 建設改良費	1,205,653千円	△38千円	1,205,615千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	111,142千円	△109千円	111,033千円

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01	下水道事業収益		2,549,947	△ 71	2,549,876
	02	営業外収益	1,912,898	△ 71	1,912,827
		02他会計補助金	426,546	△ 71	426,475

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01	下水道事業費用		2,011,020	△ 71	2,010,949
	01	営業費用	1,728,239	△ 71	1,728,168
		04総係費	115,139	△ 71	115,068

資本的收入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01	資本的收入		1,326,636	△ 38	1,326,598
	04	他会計支出金	202,098	△ 38	202,060
		02他会計補助金	175,233	△ 38	175,195

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01	資本の支出		2,131,528	△ 38	2,131,490
	01	建設改良費	1,205,653	△ 38	1,205,615
		01管路建設費	1,104,311	△ 38	1,104,273

令和2年度掛川市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	485,923
減価償却費	1,134,909
固定資産除却費	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	4,752
賞与引当金の増減額(△は減少)	7,372
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	1,382
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,099
長期前受金戻入額	△ 869,313
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	271,920
未収金の増減額(△は増加)	77,304
未払金の増減額(△は減少)	△ 79,904
小計	1,036,444
利息及び配当金の受取額	△ 271,920
利息の支払額	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	764,524
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,102,208
有形固定資産の売却による収入	0
国庫補助金等による収入	284,037
他会計負担金・補助金による収入	202,098
負担金等による収入	19,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 597,013
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,500,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	771,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 925,875
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 154,875
4 資金増加額(又は減少額)	12,636
5 資金期首残高	0
6 資金期末残高	12,636

# 給与費明細書

## 1 会計年度任用職員以外の職員

### (1) 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	9	37,589		23,892	4,752	66,233	12,742	78,975
	資本勘定 支弁職員	4	15,674		9,995		25,669	5,344	31,013
合計		13	53,263		33,887	4,752	91,902	18,086	109,988
補正前	損益勘定 支弁職員	9	37,589		23,963	4,752	66,304	12,742	79,046
	資本勘定 支弁職員	4	15,674		10,033		25,707	5,344	31,051
合計		13	53,263		33,996	4,752	92,011	18,086	110,097
比較	損益勘定 支弁職員				△ 71		△ 71		△ 71
	資本勘定 支弁職員				△ 38		△ 38		△ 38
合計					△ 109		△ 109		△ 109

(単位 千円)

手当の	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	住居手当
	補正後	2,112	970	12,767	9,688	648
	補正前	2,112	970	12,767	9,688	648
	比較					
内訳	区分	管理職手当	特殊勤務手当	時間外手当	地域手当	その他の手当
	補正後	1,119	308	4,574	1,701	0
	補正前	1,228	308	4,574	1,701	0
	比較	△ 109				

### (2) 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
職員手当	△ 109	その他の増減分	△ 109 令和2年7月から令和2年12月まで管理職 手当15~20%削減



令和2年度 掛川市公共下水道事業予定貸借対照表

令和3年3月31日

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表	補正予定貸借対照表	計
資 産 の 部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 土地	3,548,703,376	0	3,548,703,376
イ 建物	1,346,473,412	0	1,346,473,412
減価償却累計額	<u>△ 46,422,000</u>	<u>0</u>	<u>△ 46,422,000</u>
ウ 構築物	28,909,206,206	0	28,909,206,206
減価償却累計額	<u>△ 715,673,000</u>	<u>0</u>	<u>△ 715,673,000</u>
エ 機械及び装置	1,927,112,785	0	1,927,112,785
減価償却累計額	<u>△ 370,682,000</u>	<u>0</u>	<u>△ 370,682,000</u>
オ 工具器具及び備品	14,703,942	0	14,703,942
減価償却累計額	<u>△ 2,132,000</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,132,000</u>
カ 建設仮勘定	<u>183,162,849</u>	<u>0</u>	<u>183,162,849</u>
有形固定資産合計	34,794,453,570	0	34,794,453,570
固定資産合計	34,794,453,570	0	34,794,453,570
2 流動資産			
(1) 現金預金	12,636,422	0	12,636,422
(2) 未収金	9,760,773	0	9,760,773
貸倒引当金	<u>△ 2,099,442</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,099,442</u>
流動資産合計	<u>20,297,753</u>	<u>0</u>	<u>20,297,753</u>
資産合計	<u>34,814,751,323</u>	<u>0</u>	<u>34,814,751,323</u>

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表	補正予定貸借対照表	計
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債	15,518,664,000	0	15,518,664,000
(2) 引当金		0	
ア 退職給付引当金	4,752,000	0	4,752,000
引当金合計	4,752,000	0	4,752,000
固定負債合計	15,523,416,000	0	15,523,416,000
4 流動負債			
(1) 企業債	972,795,000	0	972,795,000
(2) 未払金	0	0	0
(3) 引当金			
ア 賞与引当金	7,372,000	0	7,372,000
イ 法定福利費引当金	1,382,000	0	1,382,000
引当金合計	8,754,000	0	8,754,000
流動負債合計	981,549,000	0	981,549,000
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
ア 国庫補助金	11,928,577,624	0	11,928,577,624
収益化累計額	△ 458,572,000	0	△ 458,572,000
イ 県補助金	6,858,922	0	6,858,922
収益化累計額	△ 232,000	0	△ 232,000
ウ 受贈財産評価額	113,104,368	0	113,104,368
収益化累計額	△ 2,277,000	0	△ 2,277,000
エ 他会計補助金	2,952,469,270	0	2,952,469,270
収益化累計額	△ 376,227,000	0	△ 376,227,000
オ 分担金及び負担金	1,078,409,683	0	1,078,409,683
収益化累計額	△ 32,005,000	0	△ 32,005,000
繰延収益合計	15,210,106,867	0	15,210,106,867
負債合計	31,715,071,867	0	31,715,071,867
資本の部			
6 資本金			
(1) 資本金	858,734,811	0	858,734,811
資本金合計	858,734,811	0	858,734,811
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 国庫補助金	1,496,878,650	0	1,496,878,650
イ 県補助金	1,030,066	0	1,030,066
ウ 他会計補助金	207,268,851	0	207,268,851
エ 分担金及び負担金	49,843,979	0	49,843,979
資本剰余金合計	1,755,021,546	0	1,755,021,546
(2) 利益剰余金			
ア 当年度未処分利益剰余金	485,923,099	0	485,923,099
利益剰余金合計	485,923,099	0	485,923,099
剰余金合計	2,240,944,645	0	2,240,944,645
資本合計	3,099,679,456	0	3,099,679,456
負債資本合計	34,814,751,323	0	34,814,751,323

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 下水道事業収益		2,549,947	△ 71	2,549,876
02 営業外収益		1,912,898	△ 71	1,912,827
	02 他会計補助金	426,546	△ 71	426,475

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 下水道事業費用		2,011,020	△ 71	2,010,949
01 営業費用		1,728,239	△ 71	1,728,168
	04 総係費	115,139	△ 71	115,068

資本的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 資本的收入		1,326,636	△ 38	1,326,598
04 他会計支出金		202,098	△ 38	202,060
	02 他会計補助金	175,233	△ 38	175,195

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 資本的支出		2,131,528	△ 38	2,131,490
01 建設改良費		1,205,653	△ 38	1,205,615
	01 管路建設費	1,104,311	△ 38	1,104,273



(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
01 他会計補助金	△ 71	426,475 (△71減)

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
02 手当等	△71	14,036 (△71減)

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
01 一般会計補助金	△38	175,195 (△38減)

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
02 手当等	△38	8,215 (△38減)



議案第74号

市長等の給料の特例に関する条例の制定について

市長等の給料の特例に関する条例を裏面のとおり制定する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

## 市長等の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財政の状況を考慮し、掛川市特別職の職員で常勤のものものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号。以下「特別職給料条例」という。）及び掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号。以下「教育長給与条例」という。）に基づいて支給する給料の額の減額のための特例を定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の額の特例)

第2条 市長及び副市長が令和2年7月1日から令和2年12月31日までの期間に支給されるべき給料の額は、特別職給料条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、市長にあっては、当該額に100分の20、副市長にあっては、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第3項の規定による期末手当及び同条例第5条第2項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条例第2条に規定する額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第3条 教育長が令和2年7月1日から令和2年12月31日までの期間に支給されるべき給料の額は、教育長給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第2項の規定による期末手当及び同条例第5条第2項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条例第2条に規定する額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

議案第75号

掛川市税条例等の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市税条例等の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例(平成17年掛川市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者に対しては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者に対しては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出</p>

しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 2～9（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

なければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 2～9（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人市民税の納期)

第33条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人市民税の納期)

第33条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定



により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第61条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1

により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第61条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1

項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地について、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同

項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地について、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同

法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第68条 （略）

2～8 （略）

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第85条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第68条 （略）

2～8 （略）

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第85条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第68条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(固定資産税の納期)

第76条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3・4 (略)

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第87条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)のうち、第85条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかったものは、10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第95条 (略)

2 (略)

第68条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(固定資産税の納期)

第76条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3・4 (略)

(現所有者の申告)

第86条の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第87条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が、第85条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第95条 (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることがで

(たばこ税の課税標準)

第104条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第102条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第106条 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

きる。

(たばこ税の課税標準)

第104条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第102条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第106条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第108条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

### 3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第108条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第106条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第106条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 (略)

2～5 (略)

6 第61条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第60条第2項、第81条第2項、第108条第5項、第111条第2項、第127条第2項及び第129条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措

### 4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第108条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第106条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第106条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 (略)

2～5 (略)

6 第61条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第60条第2項、第81条第2項、第108条第5項、第111条第2項、第127条第2項及び第129条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税

置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第8条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第48条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第48条第1項及び第4項

特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第8条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第48条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第48条第1項及び第4項

に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。

## 2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第14条の2の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条第1項

に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。

## 2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第14条の2の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条第1項



の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 (略)

5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備

の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 (略)

4 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

23 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

24 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

26 (略)

27 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第20条 次条から附則第28条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第21条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

24 (略)

25 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第20条 次条から附則第28条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第21条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当

該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第22条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

る商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固

る商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固

定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第25条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

（特別土地保有税の課税の特例）

第30条 附則第22条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第20条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第125条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第22条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第125条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となる

定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第25条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

（特別土地保有税の課税の特例）

第30条 附則第22条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第20条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第125条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第22条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第125条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となる

べき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

### 3～5 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第34条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

### 2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第35条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかか

べき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

### 3～5 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第34条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

### 2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第35条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかか

わらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（個人の市民税の税率の特例等）

第47条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第50条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

わらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（個人の市民税の税率の特例等）

第47条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第50条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 掛川市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第54条、第76条、第93条の7第1項、第95条第2項、第108条第1項若しくは第2項、第112条第2項、第115条、第127条第1項又は第134条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合</u>において、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定<u>によって徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から</p>	<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第54条、第76条、第93条の7第1項、第95条第2項、第108条第1項若しくは第2項、第112条第2項、第115条、第127条第1項又は第134条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定<u>により徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から</p>



1月を経過する日までの期間

(5) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第11条 前条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第48条第1項及び第4項、第60条第2項、第81条第2項、第108条第5項、第111条第2項、第127条第2項並びに第129条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第14条 （略）

2 （略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第45条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第18条 （略）

2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ （略） オ 資本金等の額（法第292	（略）

1月を経過する日までの期間

(5) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日 又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第11条 前条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第48条第1項、第60条 第2項、第81条第2項、第108条第5項、第111条第2項、第127条第2項並びに第129条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第14条 （略）

2 （略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第45条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第18条 （略）

2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ （略） オ 資本金等の額（法第292	（略）

条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

(略)

条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

(略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその

- 出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定のより申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する

- 申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定のより申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を

申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該

提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該

修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項、第47条第2項及び第48条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第2項及び第48条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載内容が法第762条第1号の機構の使

修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間

8 (略)

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 (略)

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載内容が法第762条第1号の機構の使

用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる<sup>と認められる場合</sup>において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 （略）

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出し

用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる<sup>と認められる場合</sup>において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

13 （略）

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

たときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定す

に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第48条 (略)

2・3 (略)

#### 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人

税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24条第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2

る申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第48条 (略)

2・3 (略)



第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第48条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（たばこ税の課税標準）

第104条 （略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

（略）

3～10 （略）

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第7条 （略）

2 当分の間、第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中

（たばこ税の課税標準）

第104条 （略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

（略）

3～10 （略）

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第7条 （略）

2 当分の間、第48条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において

においては、その年における当該加算した割合とする。

は、その年における当該加算した割合とする。

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 掛川市税条例の一部を改正する条例(令和元年掛川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2条中掛川市税条例第15条の改正</u> 令和3年1月1日</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中掛川市税条例第104条第2項ただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定 令和2

年10月1日

(2) 第1条中掛川市税条例第15条第1項第2号、第20条及び第28条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第7条及び第8条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定  
令和3年1月1日

(3) 第2条中掛川市税条例第104条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中掛川市税条例附則第34条第1項及び第35条第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第15条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第20条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第29条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第29条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）

第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第4項の規定は、令和3年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第61条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第86条の2の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までに間に取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 掛川市税条例の一部を改正する条例(平成27年掛川市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第105条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>平成30年4月1日から平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 (略)</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第105条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>平成30年4月1日から令和元年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 (略)</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等</p>

である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 (略)

第5項	(略)	
	(略)	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	(略)	<u>平成32年3月31日</u>
(略)		

である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 (略)

第5項	(略)	
	(略)	<u>令和元年10月31日</u>
第6項	(略)	<u>令和2年3月31日</u>
(略)		

(掛川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 掛川市税条例等の一部を改正する条例(平成29年掛川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条中掛川市税条例附則第14条の2の2第1項の改正 公布の日	(1) 第1条中掛川市税条例附則第14条の2の2第1項の改正 公布の日
(2) 第2条の規定並びに次条及び附則第3条の規定 <u>平成31年10月1日</u>	(2) 第2条の規定並びに次条及び附則第3条の規定 <u>令和元年10月1日</u>
第3条 第2条の規定による改正後の掛川市税条	第3条 第2条の規定による改正後の掛川市税条

例（以下「31年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

例（以下「元年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 掛川市税条例の一部を改正する条例（平成29年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第15条第2項及び附則第9条第1項の規定は、 <u>平成31年度</u> 以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	2 改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第15条第2項及び附則第9条第1項の規定は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
3 (略)	3 (略)

（掛川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 掛川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年掛川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中掛川市税条例第104条第3項の改正 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中掛川市税条例第14条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正並びに同条に8項を加える改正並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中掛川市税条例第15条第1項第2号の改正、同条第2項の改正並びに同条例第20条及び第23条の改正並びに同条例附則第9条の改正並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第93条の7第1項の申告書、第108条第1項」とあるのは、「第108条第1項」とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中掛川市税条例第104条第3項の改正 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中掛川市税条例第14条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正並びに同条に8項を加える改正並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中掛川市税条例第15条第1項第2号の改正、同条第2項の改正並びに同条例第20条及び第23条の改正並びに同条例附則第9条の改正並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第93条の7第1項の申告書、第108条第1項」とあるのは、「第108条第1項」とする。</p>



(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の掛川市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 32年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の掛川市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第10条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 2年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内

に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までにその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までにその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の掛川市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)
-----

5 33年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の掛川市税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第10条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)
-----

5 3年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(掛川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 掛川市税条例等の一部を改正する条例（平成31年掛川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めのあるものを除き、第1条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めのあるものを除き、第1条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>
---	--

（掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 掛川市税条例の一部を改正する条例（令和元年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第24条並びに附則第14条の3及び第16条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第24条並びに附則第14条の3及び第16条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2・3 （略）</p>

議案第76号

掛川市都市計画税条例の一部改正について

掛川市都市計画税条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市都市計画税条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（納税義務者等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第40項の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</p> <p>7 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>8（略）</p> <p style="text-align: center;">（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>9 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価</p>	<p>（納税義務者等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第39項の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>7（略）</p> <p style="text-align: center;">（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>8 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価</p>

格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

10 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税

格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税

の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 14 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 13 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。



(略)

15 (略)

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

18 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(略)

14 (略)

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

第2条 掛川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の掛川市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは「若しくは第47項」とする。

議案第77号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第3条（略）</p> <p style="text-align: center;">(1)～(11)（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成30年度にあつては30,600円、令和元年度及び令和2年度にあつては25,200円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,640円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,720円</u>とする。</p> <p>5（略）</p>	<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第3条（略）</p> <p style="text-align: center;">(1)～(11)（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成30年度にあつては30,600円、令和元年度にあつては25,200円、<u>令和2年度にあつては20,160円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度にあつては38,640円、令和2年度にあつては33,600円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度にあつては48,720円、令和2年度にあつては47,040円</u>とする。</p> <p>5（略）</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第78号

掛川市林業振興基金条例の一部改正について

掛川市林業振興基金条例（平成17年掛川市条例第64号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市林業振興基金条例の一部を改正する条例

掛川市林業振興基金条例（平成17年掛川市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>掛川市林業振興基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地域林業の振興及び森林の整備を図るため、<u>掛川市林業振興基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>予算の定めるところによる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p><u>掛川市森林環境整備基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>地球温暖化の防止、国土の保全その他の森林の有する多面的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する地域林業の振興を図るため、掛川市森林環境整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>次に掲げるものの合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 毎会計年度における森林環境譲与税のうち予算で定める額</u></p> <p><u>(2) 前条に規定する設置目的に係る事業のための寄附金</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>次に掲げる事業（第2条第1号に掲げる額及びその運用益金として積み立てたもの</u>にあっては、<u>第1号に掲げる事業</u>）に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p><u>(1) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に掲げる施策に係る事業</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、地域林業の振興及び森林の保全を図るための事業</u></p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の掛川市林業振興基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、改正後の掛川市森林環境整備基金条例第2条第2号又は第3号の規定により積み立てられた基金とみなす。





議案第79号

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第1に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「<u>事故発生日</u>」<u>という。</u>）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第1に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第5条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を $\frac{100}{100}$ 分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第5条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償

年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第6条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 （略）

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が60歳に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) （略）

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該

年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第6条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 （略）

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が60歳に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) （略）

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該

終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表第1 (第5条関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	(略)
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長・班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表第1 (第5条関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	(略)
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長・班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の掛川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第1号及び別表第1の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた掛川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第80号

掛川市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、掛川市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的  | 掛川市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                  |
| 3 契約金額   | 金259,622,000円           |
| 4 契約の相手方 |                         |
| 住所       | 掛川市亀の甲一丁目4番21号          |
| 商号       | 静岡日電ビジネス株式会社            |
| 代表者      | 代表取締役 近藤 秀一             |

(参考資料)

- 1 工 事 名 掛川市立小・中学校校内通信ネットワーク整備工事
  
- 2 工 事 の 概 要 内容 校内通信ネットワーク整備 一式  
規模 小学校22校  
中学校9校
  
- 3 工 事 箇 所 掛川市大野 外30 地内
  
- 4 工 期 契約日から令和2年10月30日まで



議案第81号

掛川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり廃止する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	沖之須56号線	沖之須字治郎九郎新田 1432-1	沖之須字外野 1920-1	

# 市道廃止路線図

## 沖之須56号線



議案第82号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	永住禅寺線	高田字松葉1902-1	高田字松葉1903-2	
2	海洋公園支線	国安字同所新田2808-2	千浜字前野8184-5	
3	新屋町仲町線	横須賀字新屋町613-3	西大渕字宮東5645-14	

# 市道認定路線図

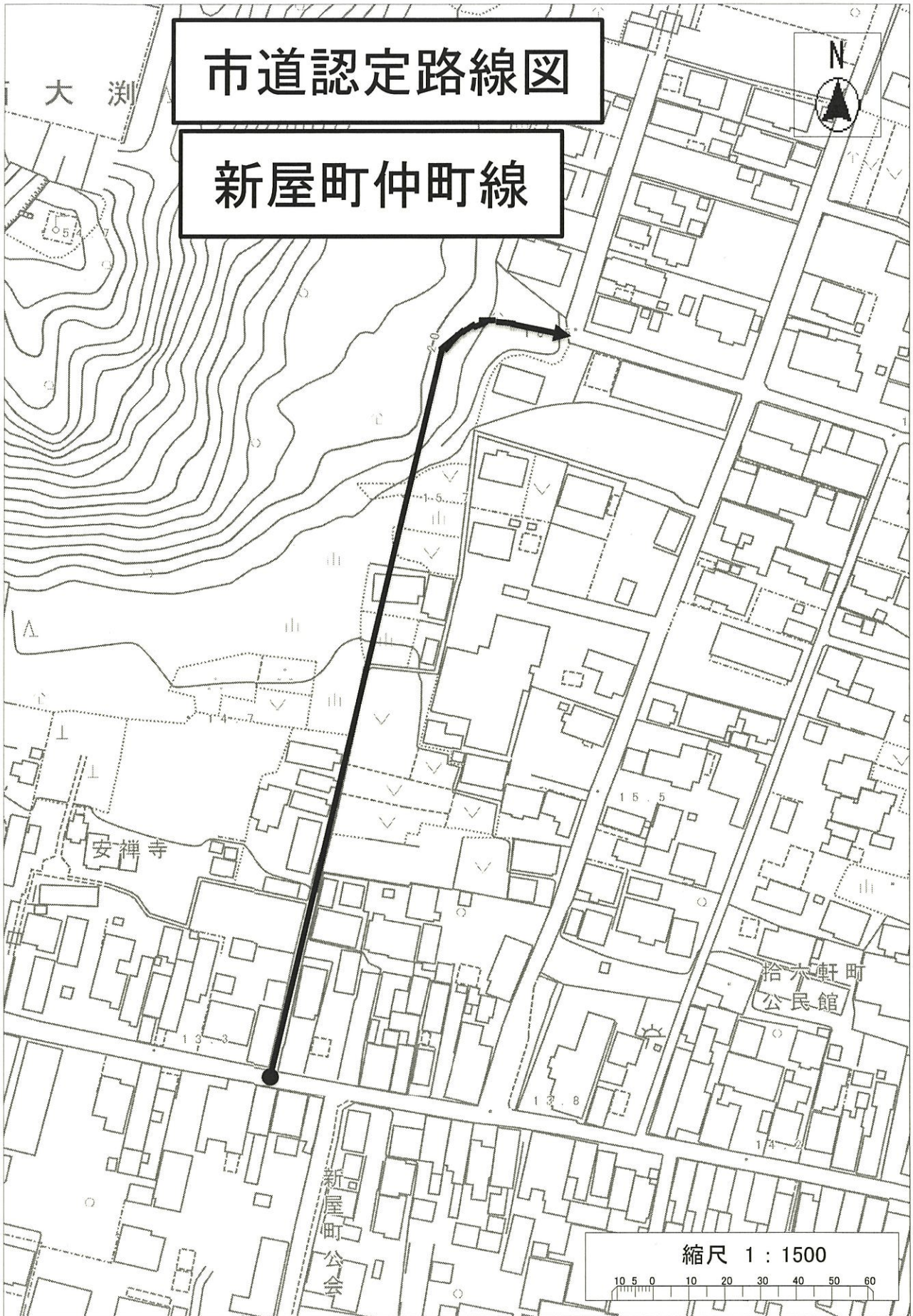
## 永住禪寺線



# 市道認定路線図

## 海洋公園支線





掛川市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり変更する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井 三郎

市道変更路線表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
1	海洋公園線	旧	国安字同所新田 2788-1	旧	千浜字前野 8184-8	
		新	国安字同所新田 2788-1	新	千浜字前野 8572-2	
2	千浜西海の家線	旧	千浜字前野7543-1	旧	千浜字前野8572	
		新	千浜字前野7543-1	新	千浜字前野8184-3	
3	鉋座東南線	旧	浜野字大之浦 3788	旧	浜野字大之浦 3171-4	
		新	浜野字大之浦 3906-1	新	浜野字大之浦 3171-4	
4	沖之須22号線	旧	沖之須字外野1827	旧	沖之須字浜砂2945	
		新	沖之須字外野1827	新	沖之須字砂浜2902	
5	大淵30号線	旧	大淵字浜4013-1	旧	大淵字野賀東 14293-1	
		新	大淵字浜4013-1	新	大淵字前浜 1456-972	
6	沖之須15号線	旧	沖之須字安井新田 851-1	旧	沖之須字浜砂2945	
		新	沖之須字安井新田 851-1	新	沖之須字浜砂2591	
7	沖之須17号線	旧	沖之須字外野 1920-1	旧	沖之須字浜砂2945	
		新	沖之須字外野 1920-1	新	沖之須字浜砂2531	
8	沖之須21号線	旧	沖之須字外野 1863-1	旧	沖之須字浜砂2945	
		新	沖之須字外野 1863-1	新	沖之須字浜砂2798	



市道変更路線図

海洋公園線

新終点

旧終点

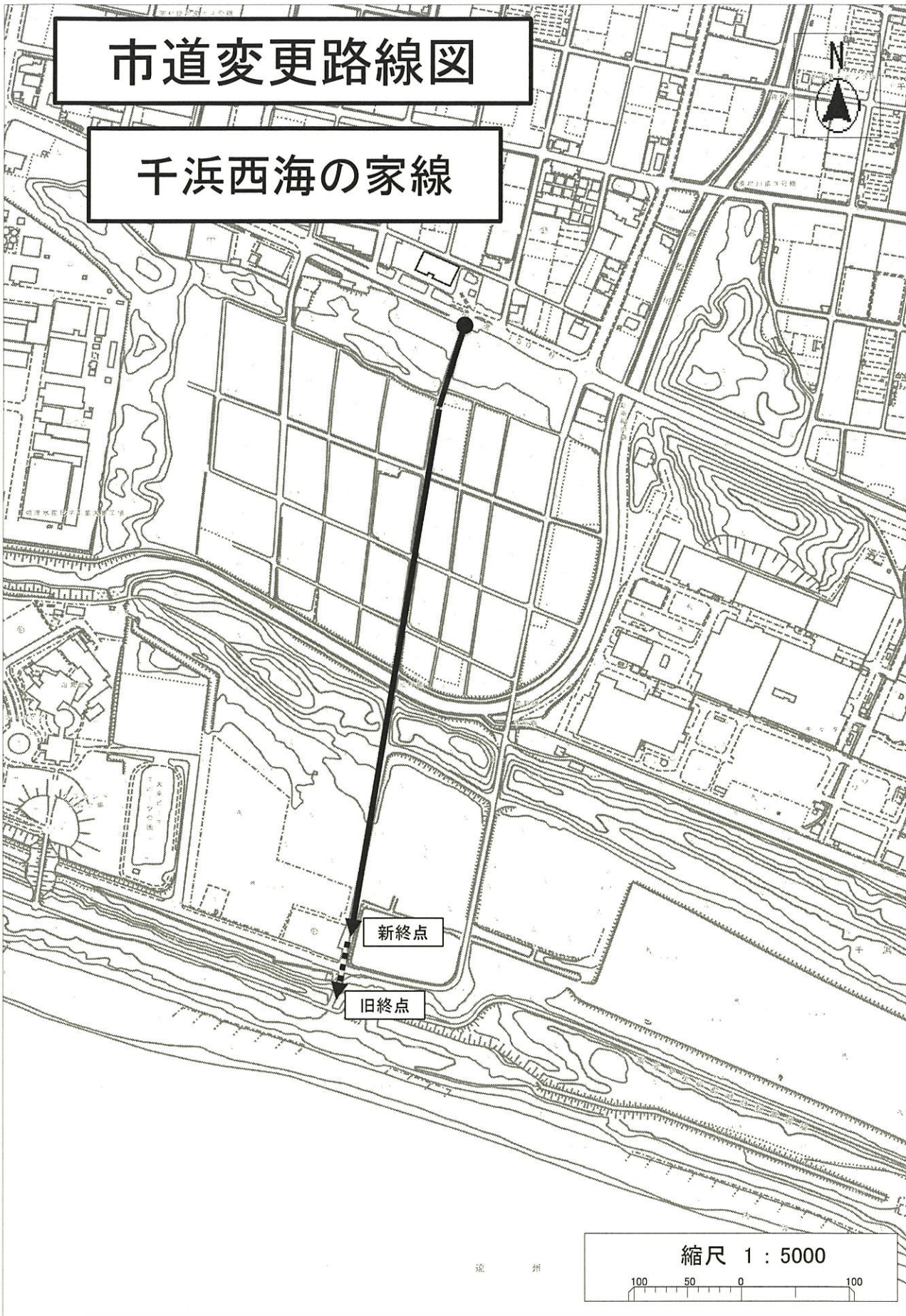
縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400



# 市道変更路線図

## 千浜西海の家線



# 市道変更路線図

## 鉋座東南線



新起点

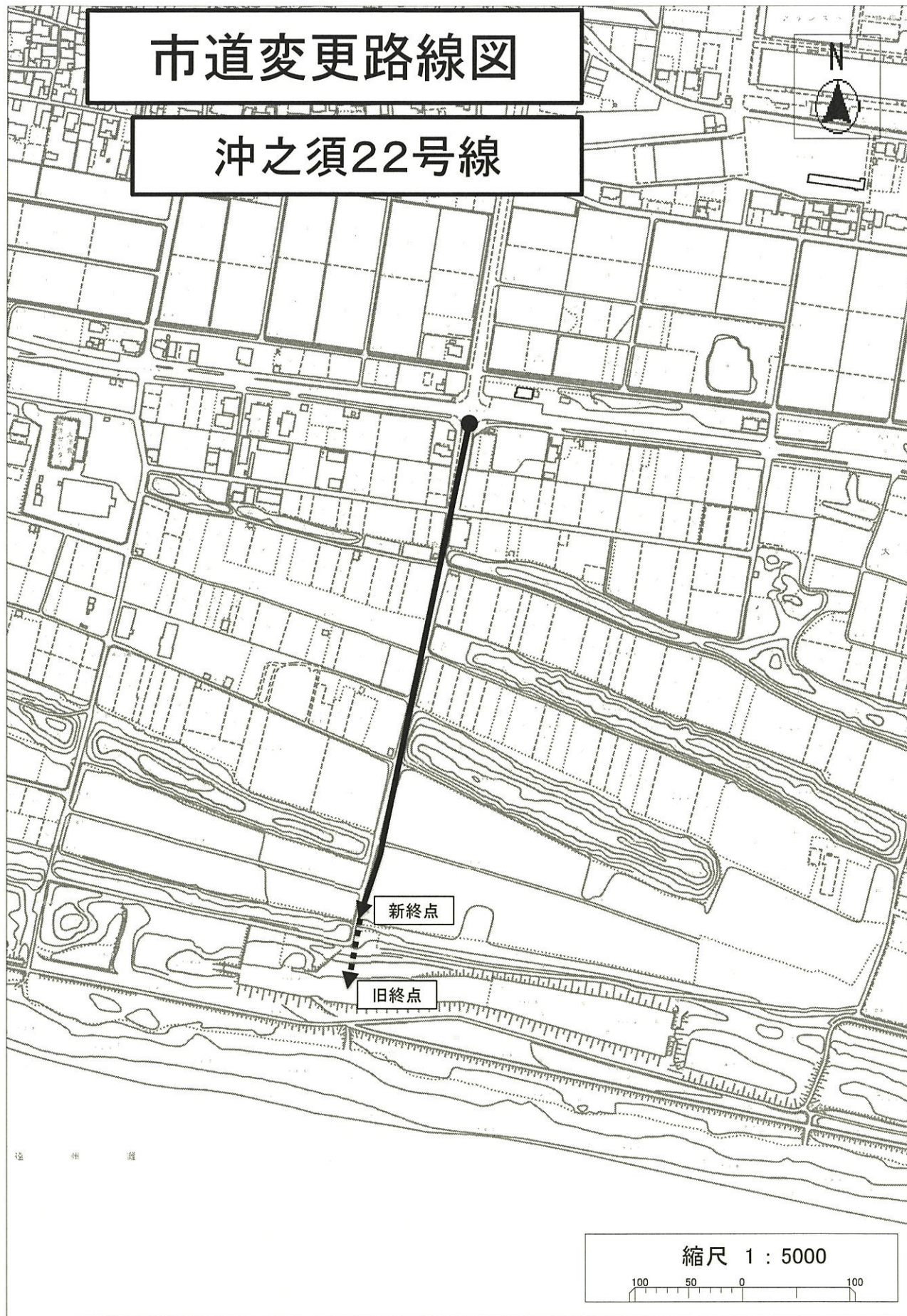
旧起点

縮尺 1 : 7500

100 50 0 100 200

# 市道変更路線図

## 沖之須22号線



# 市道変更路線図

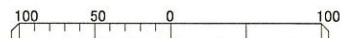
## 大洲30号線



新終点

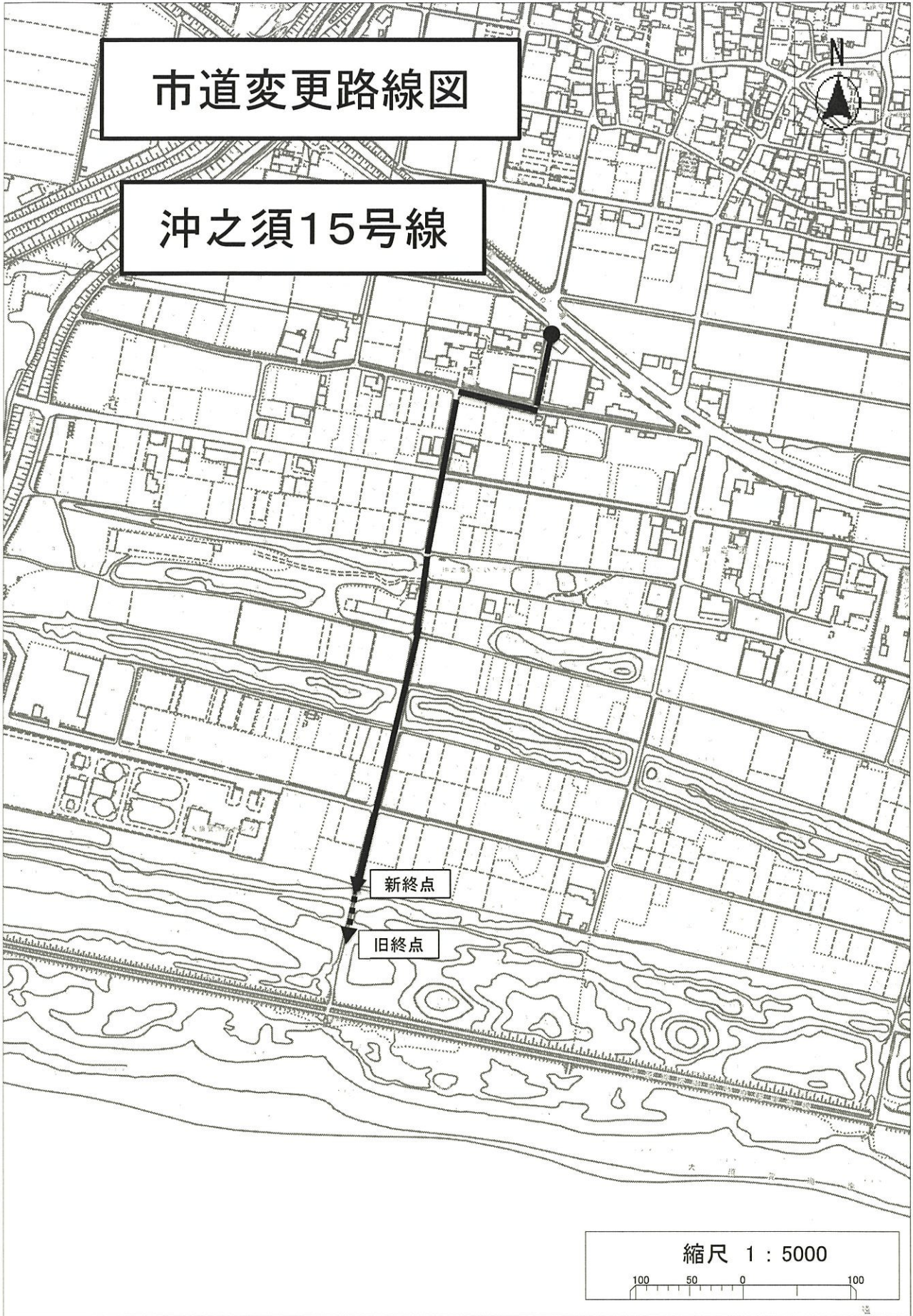
旧終点

縮尺 1 : 5000



# 市道変更路線図

## 沖之須15号線



# 市道変更路線図

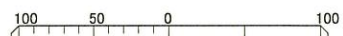
## 沖之須17号線



新終点

旧終点

縮尺 1 : 5000



# 市道変更路線図

## 沖之須21号線

新終点

旧終点

縮尺 1 : 5000

100 50 0 100





議案第84号

土地の取得について（下垂木地区まちづくり事業）

次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井 三郎

所在地番	地積及び地目	取得価格	契約の相手方
掛川市下垂木2008番 7	8,340.16㎡ 雑種地	208,019,479円	掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市土地開発公社 理事長 久保田 崇



議案第 8 5 号

土地の取得について（海岸防災林強化事業）

次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松 井 三 郎

所在地番	地積及び地目	取得価格	契約の相手方
掛川市千浜8184番1 外5筆	19,439.65㎡ 雑種地、原野	44,153,323円	掛川市千浜4531番地の3 千浜西区 区長 赤堀 清 外2人



報告第2号

令和元年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和元年度掛川市一般会計予算の一部を裏面のおり繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井 三郎

令和元年度掛川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2	1	シティプロモーション推進事業	660	660			660
2	1	二瀬川工区地籍調査事業	28,216	28,216		(県支出金) 17,325	10,891
2	1	八坂1工区地籍調査事業	27,718	27,718		(県支出金) 19,665	8,053
3	2	放課後児童健全育成事業	24,340	24,270		(県支出金) 7,723	16,547
3	2	認定こども園施設整備事業	70,000	70,000		(市債) 58,500	11,500
6	2	農業用溜池整備事業	111,450	111,450		(県支出金) 108,000	3,450
8	2	道路橋梁維持事業	109,456	65,809		(国庫支出金) 35,596 (市債) 26,000	4,213
8	2	桜木中横断線改良事業	66,000	40,813		(国庫支出金) 19,960 (市債) 19,800	1,053
8	2	郡道坂線改良事業	179,000	110,609		(国庫支出金) 54,305 (市債) 52,900	3,404
8	2	三井幹線改良事業	22,000	16,639		(国庫支出金) 7,500 (市債) 8,600	539

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良 事業	83,761	40,330		(国庫支出金) 17,727 (市債) 21,400	1,203
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装改良事業	10,115	9,830		(国庫支出金) 4,901	4,929
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	131,890	117,180		(国庫支出金) 62,535 (市債) 45,900	8,745
8 土木費	2 道路橋梁費	事業関連道路改良 事業	81,930	61,360		(市債) 36,900	24,460
8 土木費	2 道路橋梁費	歩道改良事業	216,124	128,325		(国庫支出金) 68,063 (市債) 50,700	9,562
8 土木費	2 道路橋梁費	急傾斜地崩壊対策 事業	13,200	8,714		(県支出金) 3,915 (地元負担金) 435	4,364
8 土木費	3 河川費	市単河川整備事業	21,000	14,800			14,800
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事 業	537,600	408,874		(市債) 388,400 (基金繰入金) 56	20,418
8 土木費	4 都市計画費	下垂木地区まちづ くり事業	86,984	86,984		(国庫支出金) 34,552 (市債) 46,600	5,832

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
10 教育費	2 小学校費	学校教育情報化推 進事業	736,800	472,215		(国庫支出金) 156,656 (市債) 313,800	1,759
10 教育費	6 保健体育費	ビーチスポーツ公 園整備事業	9,148	9,148			9,148
11 災害復旧 費	2 土木施設災 害復旧費	公共災害復旧事業	164,813	62,374		(国庫支出金) 22,631 (市債) 11,200	28,543
合 計			2,732,205	1,916,318	0	1,722,245	194,073



報告第3号

令和元年度掛川市一般会計事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書きの規定により、令和元年度掛川市一般会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井 三郎

令和元年度掛川市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	一般改良事業	1,112	614	498	0	498	0	0	498
合 計			1,112	614	498	0	498	0	0	498

説 明

・一般改良事業

市道中側猿田線の用地買収において、地権者自身が手続きを行う抹消登記の登記完了に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる。

報告第4号

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
1 公共下水道 事業費	1 下水道建設 事業費	マンホール浮 上防止対策事 業	20,470	20,470	0	(国庫支出金) 10,235  (市債) 9,200	1,035
合 計			20,470	20,470	0	19,435	1,035

報告第5号

令和元年度掛川市水道事業会計建設改良費繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和元年度掛川市水道事業会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年6月10日提出

掛川市長 松井三郎

令和元年度掛川市水道事業会計予算繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越し を要する たな卸資 産の購入 限度額	説 明
						建設改良 積立金	損益勘定 留保資金			
1	1	一般配 水管改 良事業	40,920	0	40,920	0	40,920	0	0	道路管理者(県) 及び河川管理者 (県)との協議に 不測の日数を要 し、工事着手時 期が遅れ年度内 完了が困難と なったことによ る。
合 計			40,920	0	40,920	0	40,920	0	0	

